

五月三日の会 通信

8

神戸。人事院第一回口頭審理。報告……	いくつかの問題提起（折原 浩）……	2
神戸。人事院闘争・資料……	40 27 15	
徳島大医学部から……		18、Ⅳ、1971

いもの意識が、そこからあらためて増幅されてきている。そういう状態が、その疲労と重なっています。

いずれにしろぼくたちが、つきの段階へむけての内部討論を必要としていることは確かでしよう。しかしこの報告は、遅れただけでなく、十分なかたちのものになつていません。審理の録音テープや「白夜通信」、「メタ」、「岡山救援通信」にすでに見られる総括によつて、欠を補つていただくよう、編集担当者は希望します。

七月一九日から二三日まで、神戸大学講師（教養部）松下昇氏の「懲戒免職処分」にかんする人事院公平委員会の第一回口頭審理が、神戸市の歯科医師会館でひらかれ、請求者（松下氏）側からは請求者のはか、約三〇名の代理人がこれに参加しました。代理人は、神戸・岡山の学生・労働者、神戸・東京・新潟・京都・大阪・徳島・岡山・広島・福岡の大学教員から構成されていました。

この審理の代理人としての参加をみなさまに呼びかけたひとりとして、参加された方がた、参加はされなくてもさまざまなかたちで支援してくださつた多くの方がたに、厚くお礼申しあげます。とともに、審理にいたるまでの準備の不備、「終了」後の報告の遅延についてお詫びいたします。

とくに準備の不備は、ぼくたちの多彩な思考と行動が、一条の強烈な白色光として結集して相手を照らしだす以前の段階、なお分離したままの段階にとどまりがちだつたことの、ひとつの原因でもあります。このために参加者に、必要以上の疲労が生じてきてしまつたかと思います。

参加することの責任のはたしかた——そのはたしかたの多様性が、△代理人▽内部のくいちがいの域を脱しえず、もともとはたしがた

掲載すべきものはほかにも多いのですが（たとえば松下氏の闘争資料に限つてみても、裁判関係のもの、生協総代選挙関係のものなど）、紙数を考慮して次号にまわしました。お詫びし、了承をお願いいたく思います。

公平委員会は既成の処理の論理でこの「事実」を抹殺しようとするし、松下はこの「事実」の重層性に立止ろうとする。

思想によつて「事実」をとりしきれないことを認めるからといつて、松下は行動のレセフェールを語るのではない。行動や事実はすでに用われたとりかえしのつかないものであることを、かれは知つてゐる。だから一日目の処分者側主席代理人山田氏のように、前言をひるがえして謝るだけではすまされないことをかはは知つてゐる。謝ることによつては、事実の「事実性」は消えることができないのだ。謝罪が効力をもつのは、ひとつ誤ちによつてはくつがえさることのない権力を有するものか、その軍門に降つたものかである。

松下はいすれでもない。かれは「事実」に対してもつたのだ。どういうふうに「事実」をかすめすぎるのではなく、「事実」への眼を離さないといふうに。

かれは「事実」を正当化しようとするのでもない。「事実」は有無をいわせすかわ、そして代理人たる三〇名のぼくらの前に存在するのだ。ぼくらは、判断の正邪を含めてその「事実」を一切ひきうけるというのだ。処分者側の大学当局も、「公平」を同語反復的に礼讃する公平委員会も、正当化に憂心をやつすかぎり、権力行使の暫定性を免れえないのだ。それらのことどもを公平委員長足立氏の「審理打切り」という宣言を聞きつつ思つた。だが、それはあとにまわそう。

具体的に順を追つて語ることにしよう。相變らず処分者側の出席者は二九名。ただし今日は前列と後列が入れかわり、教養部関係の教官が前列に配置されている。おそらく処理理由の説明のためにかれらが招き出されたのであろう。一〇時定刻に開会。

席に出頭しているのか、それを明らかにすることが第一である。請求者側の自己紹介はそのように進められた。大学側に直前告訴され、審理会場出頭を「阻止」された上原君の代理人が登場した。かれは志、立場を明かにしつつ「上原」を現前させようとしてそう名のつたのである。だがもうひとりの「松下昇」が登場したとき、事態は一層ドラスティックに展開した。公平委員長には「……」の意味がわからない。かれはこの「松下昇」に改名を要求し、それがうけいれられないとわかると退場を強要した。ただ皮肉にも、神戸大教養部に松下昇講師がふたりいるかと問われたとき、湯浅教養部長はこう答えた。「白日のもとに松下昇はひとりしかいない。だが影は存在する。」「松下昇」がひとつの実在以上の拡張をもつことを、最当事者湯浅氏は肌で感じておられるのだろう。公平委員長はこの真理に眼をつむり、一時休憩を宣言しました。

午後は一時一〇分に再開した。公平委員長は松下事件を審理し処理するために、もつといえば審理したという実事を上積みにして公平委員会の「公平性」の面目を保とうとする。だからかれらの「公平性」のなんたるかを問われるとき、かれは激怒する。昨日もそうであった。二日目になるともつとそうだ。かれは「無二」「実質審議」に入ろうとする。だが「実質審議」を担える公平委員会か否か、請求者側は五つの条件への確答を要求した。その確答はない。だが、多くの「松下昇」の追及の前に公平委員長は「必要に応じて」という遁辞的条件づきで五つの条件を認めなければならぬ羽目になり、さらに「どういう事態のとき必要だと認定するのか、その判断の基準を示せ」と追及される。かれの答弁は、意識的か理解不足か、「松下昇」たちのさまざまな質問追及に対しても同じ回答をおおむがえ

昨日もそうだつた。処分者側の山田主席代理人の横と後に、ひとりずつおかかえ弁護士が控えている。横に坐つてたちまわる弁護士は、もつばら発言の要がないことを、また処分問題と直接関係ないことを、発言を要請されるたびに公安委員長におおむがえしする役柄である。そのほかに現法学部長、前法学部長を含めて法学部関係三名の教授が審理に主席している。この布置、人選自体、大学当局が表現行為を封殺するためにみずから選んだものであり、松下処分の意図を透視させている。

昨日かれらは大学当局の名のもとで匿名性にかくわて策動している。だからぼくら請求者側は名前を名のることを要求したのだ。昨日公平委員長はそれを拒否した。だが今朝になって自己紹介を要請する。つまり公平委員長の心がわりは許されるわけだ。公平委員長はこの審理会場において、「公平性」という名をかたる独裁者である。

だがそれも黙過しよう。とにかく「自己紹介」によつて、ぼくらは大学処分者側の身分がわかつたのだから。だがそのときでもかれらはあいかわらず匿名のままだ。名のられた名の実質性はたちまち薄れ、あとにはただ虚ろに「大学当局」、「大学当局」と響いてくる。そもそも当然だ。ふたりの弁護士への弁護料はおそらく大学当局の公費から賄われているだろうし、大学教授連も近所の短大に控所を設営して、公務として出席しているのだから。だから「自己紹介」ではかれらはむしろそのことを公表すればよいのだ。「自己紹介」は名を名のるだけが能でない。どういう立場でどういう志でこの暴君ぶり。

それにくらべてパンを食べた少女の発言は真底感動的だつた。「パンを食べた」という事実とその事実が生み出した「審理打切り」という意味との間には言語を絶する隔絶がある。私は事実を謝罪したい。だがこの隔絶を一生かけても総括してゆきたい。」

打切り宣言は二時半だった。そのあとぼくら三〇名以上の「松下」たちが公平委員会に打切りの非をひざづめ談判することによつて、漸く翌々日の審理再開をかちとつたのだ。

(金 田 翁)

3

二十一日（第三日）

前日パンによる審理打切りになつたことから人事院紛争は別の局面に入りこんだ。パンはそれが出現した時点では予期されなかつたハプニング（偶然）だつた。だが、公平性、事実性の問をめぐる公平委員会と基本的な対決の帰結として「この公開審理はそのような本質的な問の追及の場ではない」と公平委員長が「宣言」したのと同時にパンが出現したのだ。自分が参加したこの公開審理の時空間が不可視であること、参加の「感触」の不在、いや、自

分がこの地上に現存するいまが対象化されない、対象化の手がかりさえもつかめないという「沈黙」、これらのいらだちをその発想の

肉体的な直接性で「即物的」に無言表現したものとしてのパンの出現。パンをたべるという基本的な日常的行為の正当性、「このようないい方がさわたりしたがこれではまったく意味がないし、馬鹿げたことになつてしまふ。日常性とはパンもないことである。もつと重く「救い」がない。幸いこの三日目にパンを食べた本人（清水さん）によつて配られたビラのなかには次のように書いてあつた、

「言葉を強いらるるという幻想的な裁き（人事院審理）の中で、私や多くの人々もまだ、手ごたえの不確定さの故に沈黙せざるを得なかつた。その沈黙の苛立ちが、ヤジやパンを食べる行為へと表現を強いたのも知れない。私の感じではパンの出現は公平委一処分者側との対決のほんの導入部の出来事であり時宜を得なかつたのである。眞の矛盾が引き出されるに先立つたハブニング。それは「幼さ」（「存在としての幼さ」の意味だが）からの短絡（一つの笑い）である。むろん、こういつただけでは審理の時空間の「感触」を肉体の暗い生存深部（大いなる笑い）でつかむわけにはいかない。端的にいって人事院審理は「どうでもいい」のである。」どうでもよくないのは人事院闘争が人事院審理とはまるで別な時間位相で私たちの生活過程そのもののかを進行する生活時間に深く根ざしてしまつているということだ。各参加者がどのような生活過程からここに参加して来ているかが自らに問われるだろう。人事院闘争の有無にかかわりなく私たちがすでに参加させられてしまつてゐる不可視の共同性の参加構造（現体制の厚い支配の壁をすかして見えるテクノロジー大衆の解放構造）こそ大事である。すべては自らへ向つて逆

流し渦巻いてゐる。報復されるのはまず自分だ。こういつた人事院闘争の位置づけは昨年八月の私たち岡山での人事院闘争の場合とまったく同じことである。

三日目は一二時頃神戸大学館ロビーに集合。私が到着したとき松下氏はすでに到着していた参加者たちとともに静かに閑談していた。正一二時、公平委員長に電話、「その後の経過はどうですか」という松下氏の問い合わせに對して「明日午前一〇時、会場の準備をして待つてゐる。神戸大当局と完全に連絡がとれ次第追つてまた連絡する」という返事。

これは驚いた。公平委員長の思惑はどういうものか。しかし、このへんに關する私の感想は紙数の制限上省略する。

一時過ぎ、学館第三集会室に集合。参加者二〇数名。開けた窓から神戸の海の夏風がさわやかに吹き込んでくる。まず、松下氏よりパンによる打ち切り、その後の公平委相手の追及集会の総括を含め明日以後の予想のために一日、一八日両日の予準集会の討論から処分者側の「表現性」を媒介に事実性・重層性をどう捉えてゆくかの継続という形で事実性、あるいは、事実のもつ重層性の問を基調テーマにしての討論提起があり、処分者、被処分者の双方から出されている厖大な資料、特に神大教養部広報第二二。二五号に即して処分者側の「表現性」を媒介に事実性・重層性をどう捉えてゆくかの問。主として処分過程の曖昧さ、特に調査委員会の性格の不明朗さ、調査委員会の報告書に対しても賛成も反対もあるまいに「圧倒的多数の賛成を得て、教授会は調査委員会の報告書を承認した」（広報第二二号二九頁）など、という「表現のみだね」のなかに処分の真の発想また、時間経過を事実追求して多くのだが、こわは一日目、二日目の審理において事実性追求の一つの軸であつた学長不在の求

証明のなかで出された「処分説明書等の作成者はだれか」ということとの関連においてである。

三時ごろ、大きなスイカのカンパで休憩。討論再開にあたり再び松下氏よりこれまでの経過の総括を含め明日以後の予想をこめて教養部現場検証への説明を含めた事実の重層性対象化の問の討論提起があり特に不服の理由一答弁書一反論書におけるA・B・C各項目間の構造的把握を軸とした事実の重層性対象化のための視角拡大の重要性が強調された。だが、これをきっかけとしてそれまであまり発言のなかつた学生諸君や若い参加者の間から人事院闘争に参加した自分の内的位置づけの問を中心とした発言がつづき再び感触不在のいらだしさがさまざまのことばを通して現われ討論は拡散した。私が記したメモから若干引用しておこう。「おれと松下さんの違いと共に感の検証を権力の前にさらけ出す（敵前分裂）ことでしかこの人事院闘争には係われない」（柄本君）、「人事院闘争は昨年の岡山のときもそうだが教官の特権であり、ぼくらからみたら天国闘争だ。しかし、ここに含まれた幻想過程は共有しうるのではないか」（金本君）、「パンで消えていったものの方が多いと思うが、打ち切りになつたことはどうでもいいことだ。参加した各人の問題性はそれぞれ違う。松下氏の代理人なのではなく、松下氏がそこでやろうとしていること、共有した状況の代理人であり、五年、一〇年の未来時間を射程におくのでなければ人事院闘争に係わつても意味がない。（今田君）、「六八一六年の闘争を共有したものたちの出あいだ、松下さんを媒介とするしかない松下さんへのくやしさ、自分を設定

しえないいらだち」（古川君）。

四時半過ぎ、教養部現場検証の「散歩」へ出発。歩いた道順はパリケード正門のあつた地点から△→広場、教養部会議室、B一〇九教室、松下研究室、Lし教室、化学生室。ロツクアウトされてゐる松下研究室のドアやその周辺の落書きだけは消さずにそのまま大事な物的証拠として大学当局の手で保管されており「国（債権者）の使用中。何人もみだりに使用してはならない」といつた仮処分決定の公示のはり紙（七一年四月八日、神大学長名）がさも意味ありげにはりつけてある。人間が生きる時空間を「無人に荒廃させている」のが国の使用である。

現場検証の「散歩」から帰つたところで七時頃公平委員長から「大学当局側から明日以降の審理に出席を承諾する旨回答があつた」という奇妙な内容の電話連絡があり、同時に「明日の審理はます公平委員長より処分説明書に関する不明の点を処分者側に求証明し、それについて請求人側からも求証明を出してもらいたい」と申し入れてきた。

事実の重層性の問に関してはその問題提起者である松下氏の「対象化されていない無名の発想」をめぐつて討論が十分に展開したのではなかつたが、というよりは、その問として置かれた無数の問題への不可視の指向性、無形の波紋が広がろうとする遠い音といつたものが大事だ。松下氏を媒介軸として互いの異質な生活時間を生きるものたちの内部から私たちがすでに置かれ参加させられてしまつた共有の状況へ「参加してゆくためにこそ各人の異質な生活時間が交錯するそんな「他人の媒介性」をこそ自らの問としたい。私は

「松下さんを媒介とするくやしさ」（古川君の青春時間の頃のとして

分からぬのではないが）どころか、松下氏の媒介性も含めて他人の媒介性をこそ共同性構築のための真にリアルな地上の人間拠点として問いたいのだ。重層性は無数の媒介の総括であるだろうし、刑事一民事一人事の重層性を越えて人間の共同生存のリアルな諸根拠を包括しているものとしてこそ個々の現象以上にリアルである。岡山における昨年の人事院闘争のときと同じく、ここでもまた松下支援という発想は状況それ自身の間の重みとして始めから粉碎されている。なぜ代理人なのか？という問も各人が松下氏を自分とは別の異質な生活時間生きる他人として「他人の媒介性」一般の問として自らの生活時間のうちの生活内在的な共同性の根源視点から見えて自らの生活時間構造を見出しているならばたいたいした問題とはなり得ない。

権力闘争こそなにをおいても第一義だと考える「革命幻想」（既成の市民的ブルジョア階級理論）こそ真底から粉碎されよ。どんな理論にも汲みつくせない生きられた生活時間の「なにものによっても決して抽象されることのない総和」そのものにおいて他人へつながらないもの、つながろうと欲望しないものを信用することはできない。生活過程そのもののなかに不可避的にやつて来る矛盾（＝悪）のさなかでこそ、そこで生きられた情念の度合に応じて私たちはたしかに互いに異質な別の生活時間を生きる他人である自分たちを非情（リアル）にも発見してこの狂氣。沈黙。孤立の第一歩から出発する。「権力闘争からもつともかけ離れた地平からの同時的出立」（松下氏の文章もある）、ここに松下昇という一人の生き身の人間が私たちと同じように状況の不可視の共有領域で「孤立」のままに見え隠れしている。しかも、「孤立」さえも人間の根源的共同存在の共有の前提なしには起りえない。

私はいま支援とか救援ということとはまったく別の生存の時間位相にいるはずだ。互いに他人であることの相互媒介性において人間の共同生存の透視しがたい濃密さ（「救い」のなさ）の方へ互に浸透してゆくそんな各人の自分への接近のし方をこそたずねた。普遍を媒介とするのではなく、（普遍を媒介とする発想は支配権力の発想だ）互いに他人であることから、自己証言さえも成立しない個の「宿命」から始める以外に自分の突破口もまたなくなつてしまつたようにエゴ（欲望）が位置づけさせられてしまった私たちの状況のエゴ根源性（＝自己粉碎）の相互媒介性にこそすでに共有された大きな無名のエゴ（共同性）が私たち自身の内部で拡大してゆく、そんな「参加」の生活時間構造を知りたい。

私たちのあいだの互いの「呼びかけ」と「応答」とを真に交叉させる無数の他人回転軸一他人の媒介性がつくり出す求心力と遠心力の相互作用のものとして人事院闘争もまた不可視の深部（濃密さ）へ向かつて一かたまりの熱となつて集中しつつどこまでも拡散して冷却し温度と形を失う。

この日、討論は事実の重層性という巨大なテーマをめぐつて確かな形をとらないままに散乱した。翌日の具体的な対策が戦術討議されたのではない。「審理再開」のことはまるでどうでもいいような具合だったという気がする。そこで出された学問論、大学論、法律論、闘争形態の多様性などの問題も断片的なままでかみ合わずでに無方に散乱してしまつたままであつた。だが、こういつた散乱のなかに松下氏によつて何度も何度も繰りかえし提起された事実の重層性というテーマの発想のなかに広がる彼の無形の生活情念もまた象徴される。宿舎の門限の時間的制約から八時過ぎ三日目は一まず。

解散した。

（萩原 勝）

第四日

4

いないから、何か都合があるのなら大学側のいない今言つて欲しい」といかにも請求者に理解のあるような態度を見せた。結局、公平委員長は「再開に当つて確認した二条件（注）を再度確認したいので松下氏に聞いて来て欲しい。」と言つて打合せを中断した。

この報告に対して請求者側で討議をした結果、言葉の意味は別として二条件は確認し、他に条件があれば再度討議することにして再交渉に代理人が出かけた。

公平委員会が会議中のため、しばらく待たされてから再交渉が始り、公平委員長は「第二日の審理打切りの中止としてではなく、新しく審理を始めるということで二条件を守るなら始める」と発言して、あくまでも一方的審理打切りを請求者側が認めるなどを要求した。おまけに大学側は公平委員長に「二条件を審理再開冒頭に確認し、請求者側が公平委員長の指揮に従わない場合はしかるべき処置をとるよう」と発言して、暗に審理を再度打切るようを要求した。

このような経過で午後からやつと審理が再開された。公平委員長は冒頭、松下氏が出席していないので單なる手続きの「公平」を守るために書記官に松下氏が出席する意志があるか否かを問い合わせた。その結果、松下氏が出席する意志がないのを知ると、別にそれが自体は問題にしないで、「請求者代理人が出席していれば審理は成立します」と言つて審理を開始した。公平委員長は大学側の要求通り、まず二条件を確認し、実質審理に入ることを宣した。しかし請求者側代理人は「松下氏は控室でいつでも出席できるよう待つているが、上原君及び学長は同じ状態なのか」と質問したが、大学側弁護士は「再開条件に反する」と反論し、公平委員長は「それは

理由を代理人にたずね、松下氏でないと話ができないと言つて出した。大学側はこの公平委員長の態度に乗じて「これでは話にならない、つきあいきわん」とい殘して退席した。公平委員長は「大学側が

主張段階として欲しい」と一方的ルールに従うことのみを要求した。この問題で対立が続き、いきおい余った大学側弁護士が公平委員長の許可なしに発言し、その事を請求者側が追求すると、大学側の顔色が悪いと見てとつた公平委員長は休憩にもちこんで大学側を救つた。

休憩後、公平委員長は「処分過程の審理に入る」と言つて、休憩前の問題を無視して大学側に説明を求めた。大学側は「松下処分は教養部教授会の決定をうけて評議会が決定した。くわしい資料は必要な時に提出する」と言つたが、その資料には神戸大学教養部広報すら含まれてはいない。つまり、松下氏の処分の途中で他大学から疑問をもつて神戸大学に抗議をした人々には、わざわざ神戸大学教養部広報を送つて処分の正当性を主張しておきながら、いざ公平審理になると「教養部広報は資料ではない」といのがれるのである。

また、松下氏の処分に際して作られた「調査委員会」なるものが、果していかなる人間で構成され、どういう事柄をどのようにして調査し、それらをどのように判断したかについては秘密にしたまま処分を決定し、審理においても必要があれば明らかにするとして大学側は答弁をごまかした。このように公平委員長の予定通り実質審理に入つてしまい、松下氏の不在、学長の不在、上原君の不在など実質審理に入る以前に解決されなければならない問題に対する追求が弱まつた事について、請求者側代理人の間にこのまま進んで良いのかという疑問が生じて来た。

二回目の休憩に入り請求者側控室ではこの疑問が討議され結論の出ないまま休憩が終ろうとしていた。この時大学側控室では一つの事件が起つており、このために大学側は休憩の延長を要求した。つ

まり、今まで請求者代理人であつたI君が、「私は神戸大学の学生であり、今の状況で神戸大学の学生であることは松下氏を処分した者になる」として処分者・大学側の控室に入つたのである。大学側は彼の言うへ処分の意味が判るわけもなく、最初は肉体的に彼を追い出そうとし、それが不可能と見るや次は公平委員長に追い出しがたのみ、それも不可能と知るや、次は知らん顔をしてしまつたのである。

四時半頃に審理が再開され、あいかわらず処分過程の説明が続けられた。その時請求者代理人のS氏が「私は神戸大学教養部の助手で松下氏の処分過程を良く知つており、それを話したいが、詰した場合に教授会の秘密をもらしたことで処分されないか」とたずねたのに對し、公平委員長は「公務上の秘密をもらせばたしかに公務員法にふれるから、それに注意し、覚悟の上で発言して欲しい。もう少し法律を調べて見ます。」と答えるのみで、S氏の質問を理解できずに第四日目の審理を終了した。このS氏の質問は単なる法解釈の問題ではなくて、公平委員会の公平性、つまり公平委員会の存在自体の問題であるのに、そのことに公平委員長は気付かなかつたようである。

審理終了後の総括討論で、実質審理に入つてしまつた問題、松下氏不在の問題などをめぐつて論議が続き結論の出ないまま、△松下昇△審理から△▽審理に變つた公平審理はいよいよあと一日を残すことになった。

(注) 公平審理再開の為の条件として公平委員会の出したもので、①ルールを守る、②実質審理をする、の二つである。

処(大竹) 右に同じ。
橋本 当局のアダコウダという態度は、過去も現在も同一だ。この現在を問うこと、これがまさに本案の審議になる。

小川 広報二五号三九ページに、大学は審理にのぞむ態度を廻々しく書いている。それとの場での態度との矛盾——そこから、古川、橋本代理人の発言も出てくる。

公 それは「主張」だ。

中岡 古川代理人の訴えが処につなげず、処はただ審理をすすめるという。公は「事実」にはいわといふが、この断絶がまさに神戸大学にある事実なのだ。このことを事実として感覚する能力が公にあるか。この断絶を事実として感覚して真摯に行動した人間が処分されたのだ。

公 ……

公 処分の具体的な手続きを。

処(山田) 慣行として所属教授会の議を尊重して、評議会が決定する。

処(湯浅) 四五・三・一八と三・二五のC教授会で、松下講師問題調査委が発足、事実調査をすることを教授会決定。四五・一五に委の報告を受け、C教授会規定第六条にもとづき懲戒処分決定。

四・一六学長具申。

公 調査委の構成は?

処(湯浅) 委員選任は私に委嘱された。人数も人名も、ある時期まで公表しない、と教授会決定されている。

浅野 この坂でも人名、構成をいえない。ここに神大当局の陰慘さが現われている。公は公表を要請せよ。

第四日(補足) 再開に先だち、公平委員長(以下「公」)は、審理指揮に従うこと、事実審理にすぐはいること、の確約をもとめてくる。このため審理再開は午後まで延びる。松下氏はこの日、控室にて会場には出なかつた。公および大学の、審理にのぞむ姿勢への、抗議の表現。代理人各自への問い合わせも、そこにはふくまれていよう。再開した審理では、出席した代理人たちによる相即不離の二つの追求方向——ひとつは、教授会審議も議決も調査主体もあいまいな処分過程の具体的追究、もうひとつは、この審理の席上そのものに再現さわれている処分者の論理構造。存在構造の批判——が、交互に進行した。以下、メモから抜きがきしておく。

公 処分者(以下「処」)から、答弁書への補足があれば、補足を。処(山田) ありません。

古川 処は、松下氏が退席していることの重みを考え、自分がそこに坐つてある理由を明らかにしろ。

処(依) 公の指揮に従え。

公 古川氏の発言は「主張」の板会にしてほしい。

脇坂 指揮もないうちからそんな発言は不当だ。

公 古川の発言は「弁護」の板会にしてほしい。

古川 あの弁護士は何を「弁護」しようとしているのか。「ツキアイできている」やつ(俄弁護士)がここにいることは、許せないことだ。

処(依) いまの発言は本案と関係がない。

処（湯浅） 脅迫状や脅迫的なラクガキがあつたからだ。

脇阪 広報によると、授業時間割編成のための判断根拠となる資料

処（湯浅） 事実調査だ。

脇阪 広報によると、授業時間割編成のための判断根拠となる資料

をあつめる、となつてゐる。その通りか。

折原 おわせて、広報に誤りがあるかないか、明らかにせよ。

処（加納） 神大広報はいづれ資料として提出するが、C広報は出

こさない。C広報は評議会審議の材料でなかつたから。

讀岐田 C広報はしかし、民事裁判には疎明資料として提出されて

いるではないか。——うかがいたいが、私が教授会の議事内容を

ここで公表するばあい、私は処分対象になるのか。

池田 C広報は、民事裁判には疎明資料として提出されて

いるではないか。——うかがいたいが、私が教授会の議事内容を

公開審理第五日は

全ての代理人を一時的に解任します。

松下昇

公 備行からしてありえない。

人事院公平委員会御中

この紙片は文字どおり、代理人たちにとつてはひとつ応用問題となつた。一時間ほどおくれて始まつた、「審理」のしめしたつぎの展開は、よかれあしかれ、発言者たちによつて即興によつて見いだされていつた、そのひとつの解法である。

坂本 請求者です。求釈明を行ないます。

公 公による求釈明のあとでして下さい。

坂本 私が請求者だと執拗にいうのは、何ものかによつて本審理を強いるからだ。処は現在の存在についての求釈明がなされると沈黙する、ということが初日来、いや岡山来、ある。また

公はすでに岡山で、求釈明は文書で行なえ、と逃げた上、私の求釈明一八五項目を勝手に九項目に切り縮めて、公平性の破壊を露

呈した。処と公の事実性。公平性。存在性について現在的に追究しつつ、求釈明を行なう。

公 だからそれはあとで。

坂本 求釈明。公にたいしても求釈明だ。

公 手続きの段階が違う。

坂本 事実という言葉にたいしての公の解釈への求釈明。本案の事実審理にはいる、という公の存在そのものへの求釈明。（傍聴席最前列へ移動、沈黙）

公 傍聴席からの発言は許しませんから。……こちらへ来て発言して下さい。

坂本 黙否します。（沈黙）

公 では発言許可をとりけす。

ヤジ 発言中だぞ！

……

野村彰 午前中坂本氏から処。公への求釈明があつた。が、それはわれわれ代理人にも向けられていた。だから私もここで意見を述べた。求釈明は沈黙だつた。それは松下氏の鬭争の意味をよく表していた。私は、私が松下氏の代理人でありうるか、といふ問い合わせの重荷に耐えきれない。私は代理人として破産した。傍聴席へ移るが、そのまえに、沈黙の求解明の意味を解せぬ者は今回の

小川 調査委は、処分のためであれば、発足を教授会決定できなかつたのではないか。

処（湯浅） 調査委の発端はたしかに時間割問題だつた。途中で、がぜん、変つた。

公 休憩する。

……

讀岐田 先程の私の質問への答えを。

公 国公法で職務上の秘密は洩らせぬことになつていて。強いて発言禁止もできないが。

讀岐田 私が教授会の審議過程を語ると罰則にひつかかる、という

のでは、私の発言は封じられてしまう。湯浅氏は教授会で知りえ

た事実を語つても罰せられない。これでは差別ではないか。私は、

調査委の結成過程のメモを出したいのだが。

公 機密にかかる、からぬは、当該所属機関の長がきめる。

讀岐田 学長ではないか。それが処分者席にいて、公正な審議ができるのか。

小川 必要あれば教授会の録音テープをとりよせる、と公はいつて

いた。録音テープを公開せよ。

審理に加わる資格がない、という意味で、処も公も私と一緒に傍聴席へ移つてほしい。たまたま職業として弁護士とか教授だとか人事院職員だとかだ、ということでは、この審理を行なう資格はない。（傍聴席へ移る）

山本 医学部でおこつた事実について、説明をもとめる。

公 求釈明はこちらです。

山本 読みます。項目二。お憶えでございましよう、その日のことを。（読みむ）「岡医学部長事務取扱にに対する大衆団交強要、医学部教授会流会およびそれに続く医学部長室占拠に関する行為……」

公 それはこの事案のなかのどかか。

山本 評議会が送つてきたものだから、評議会は知つてゐるでしょう。

処（山田） 神大医学部に岡医学部長というひとはない。

山本 徳島大医学部におこつた事件について申しあげています。徳島大と神戸大で起つたことにどう違いがあるか。教授たちの顔はそつくりだ。こんにち教授であることの恥ずかしさ、を知らない。あなたたちは交換可能だ。

公 発言を禁止。神大と徳大の処分者は別だ。

山本 同じだ。

公 発言をやめて下さい。

讃岐田 松下さんからのかと思う紙片がまいこんできているが。

公 渡して下さい。

讃岐田 ここに落ちてます。

公 私からみると松下氏の筆跡で……

ヤジ どうしてわかる！

いくつかの問題提起

——卒直な内部討論にもとづいて
類廃をのりこえるために——

今回の神戸人事院口審闘争の総括をめぐる内部討論に向けて、わたくしの疑問を卒直に提出し、あわせて、期待される批判。反論の素材として、わたくし自身の見解を述べたい。時間的制約から、発言内容の録音テープによるチエツク、全体の論理的構成などを省略せざるをえず、任意に選択した論点にかんする断片的問題提起の域を出でいないことを、あらかじめおことわりし、おわび（とくに公開審理に参加されず、全体の流れをご存知でない方々にたいして）しておくる。

おそらく別のところでも触れられると思うが、第二日（二〇日）の自己紹介のさい、「松下昇」ないし「ヘ松下昇」△と名のつた代理人がいた。その方に、その根拠を内容的・具体的にうかがいたい。

というのは、①わたくし自身は、「松下昇氏はわたくしではなく、わたくしは松下昇氏ではない」という、あたりまえだが基本的な事実を出発点として、今回の口審闘争におけるわたくし自身の課題を

では、わたくし自身の課題と責任をどうとらえていたのか、といふと——
まず、一般に、請求者自身と代理人とは、法律的には同格であるとしても、実質的にはけつしてそうではないと思う（もちろん個別の口審闘争にかぎつて）。かりに代理人が、別の拠点で問質の歸いを進めてきているとしても、その具体的脈絡は異つており、そこに生ずる意識の落差は、どんなに共脚の機会をもち、情報を交換し、資料を熟読しても、のりこえられるものではない。たとえば、口審闘争にこめる情念の密度、敵方との具体的な対決のさなかに、ひとつ決定的な個別的・具体的な諸点について、『自分が請求者ができるかどうか、などの具体的な諸点について、『自分が請求者自身と同格であるか』と問うてみるがよい。ましてや、松下昇氏の脚いは、きわめてユニークかつ深遠であり、平凡なわたくしなどには、卒直にいつて、理解不可能ないし「半わかり」とも呼ぶべき部分の方が多いのである。問題を具体的につきつめて考えず、（ということは、自分の拠点でも、具体的に闘つてはいないということが）、ヘ共同性△などという曖昧模糊たる気分や言葉に酔つてい

公 あなたがたはもう代理人ではないわけだから……
(請求者側の発言つづく。紙片は讃岐田氏の手許に戻る。山本さんは、あらためて先程の審査説明書の朗読を続ける。その声のなかを、

公。処は急ぎ退場。一時四五分。)

（野村修）

る人間だけが、人間の実存をひき裂いている深淵に眼を蔽つて、「自分は松下昇ないしへ松下昇▽だ」などと軽々しく口にすることができるのではないか。それとも、知的・感情移入的……要するに経験的な理解をこえる存在論的△共同性▽が考えられているのか。

とまわ、わたくし自身は、現実に具体的に確認できる松下昇氏との距離を出発点において、自分の代理人としてのかかわり方を考えていた。その内容の第一は、今回の口審闘争が、あくまでも松下請求者自身の闘いの場であること——松下氏が、人事院を媒介として（昨年岡山の経験から、人事院あるいはその公開口頭審理というものがどういうものであるかを承知の上で、自発的にその場を選択して）、はじめて公開の場で、処分者・神大当局と徹底的に対決される。闘いであること——したがつて代理人としてのわたくしの役割は、その場を、松下氏自身が徹底的に対決しやすいように、現実の制約（たとえば公平委員長が間に立ちはだかつてくること）を最大限除去してゆく補助的・側面的役割であること。内容の第二は、そのようにして創出される場で、今度はわたくし自身も、大学闘争（広く教育闘争）を闘つてゐるひとりの主体として、単位認定権・成績評価権などの諸権限による△教える者と教えられる者との二元論的固定化△を主軸とする近代公教育体制（ブルジョア階級私教育体制）の秩序の論理—精神構造を、これにたいする闘いへの弾圧（処分）を逆手にとつて、具体的にあきらかにし、具体的に突破口を探ること。（そのばあいにもわたくしは、代理人としての自己限定に従し、岡山のばあいにも神戸のばあいにも、追及の視点と主張内容をあらかじめ内部討論にかけて、請求者自身の了解をえてから、公開審理の場にもち出すべく努めた。）

らずしも自明のことではなかつたようである。この点は、今後の人事院闘争にとって重要な問題だと思うので、異見をもたれていた方には、それを具体的に提起していただきて討論し、きちんと総括しておきたい。

なぞ、わたくしの印象では、わたくしたちの主観的意図や情念から独立した現実の客観的構造の分析と彼我の力量の冷静な秤量を欠き、なにかたまたま人事院公平委員会が眼前にあらわされたかのように対応し、その職権主義（これは、昨年の岡山の経験から周知のことであり、したがつてこわれへの対応策は、当然各代理人が事前に考えていなければならなかつたはずである）にすつかりいらだつてしまい、公平委との対決を全面化する本末転倒に陥り、みずから自滅への道を歿いた代理人や傍聴人——主觀主義的・没構造的・場当たり的・感覺的・情動的・独善的……要するに怠惰で無責任な代理人や傍聴人——がかなりいた。これ——しかも、そういうことが、いかにも満足気におこなわれ、さらに神秘化されたりすること——は、きわめて深刻な事態であり、そこには全共闘運動の頽廃が集約的あらわれているよう思う。そこでわたくしは、遺憾なことながら、△退行性情動ラディカリズム△とも呼ぶべきその精神構造を切開し、その成因と克服の方途を探ることを、以下における本稿の一つの課題に据えなければならない。

3

さて、この個別・具体的な闘いにおいて、人事院公平委が主敵ではなく、副次的な対決相手にすぎないということは、公平委員長の審理指揮に盲従し、それとの正面対決を回避するということではけ

わたくしが、今回の口審闘争という個別・具体的な闘いにおいてみずからに課した課題とは、以上の二つであつた。そしてそこにおけるわたくしの責任とは、一方では松下氏自身にたいする責任と、他方では、わたくしが「松下闘争資金」、「教官相互援助基金」への参加を呼びかけた方々（会場に結集できなかつた方々を含めて）にたいして、それぞれの拠点における主要な対決相手は、おくまでも処分者。別、具体的な闘いにおける主要な対決相手は、おくまでも処分者。神大当局であつて、人事院公平委員会は、その媒介としてこちらからひき出したものであり、したがつてそれは、主敵との対決に介入し、立ちはだかつてくるかぎりで、副次的な対決相手をなすにすぎないという関係である。もしそうでないとしたら、そもそもわたくわは、なにゆえ、自発的に人事院に提訴し、公平委員会をわれわれのまえに引き出したのであるか。もしも人事院が主敵であるとするなら、その場合にはその場合で、数ある國家権力機構のなかからなにゆえ、特殊人事院を選び出すのかといふことが問い合わせられ、はじめから闘争が組み立てなおされていなければならなかつたであろう。

このような位置づけは、わたくしにとつては自明の前提にひとしきことであつた。ところが、じつさいには、この位置づけは、かなだつたにちがいない。そこでどうするか。

わたくしは、処分過程や処分理由をめぐる処分者側との対決に入つてない。むしろ、介入・妨害の除去というように、目標を絞ることによって、そのかぎりで、より有効な正面対決ができるようになるのである（ちなみにわたくしは、そのうえで、なお、この公開審理を粉砕しなければならない状況も生じうると予想していた。しかしそのばあいには、こちらの予期をこえる相手方の審理打切りなどというみじめな受動的形態ではなく、十分な内部討論と意思一致もとづく目的意識的な一斉退場という主体的・能動的形態を選ばなければならぬ。粉砕そのものは、いつでも簡単にできることなのだ）。

わたくしは、処分過程や処分理由をめぐる処分者側との対決に入るために、まず公平委員長と正面対決し、かれをして間に立ちはだかれないよう追い込んでおかなければならぬと考えた。これは、一岡山において、金井八郎の、形式論理的には見事な審理指揮に押しまぐらわだ（と、わたくしは総括せざるをえない。ついでながら、一七四岡山の録音テープを再生し、もつと自己にきびしい総括を出していなければならなかつたと思う。人事院側には、とりわけ擬ハト派的タカ派足立忠三を当ててきた点からもあきらかなように、周到な準備のあとがうかがえる）経験をもつた人誰しも念頭に浮んだことだつたにちがいない。そこでどうするか。

わたくしは、こう考えた。岡山において金井八郎は、たとえば「大学総体を拒否する」という請求者側の主張にたいして、「そういう抽象的・哲學的な言い方では、わたくしにはわかりません。わたしにわかるように説明して下さい（そうでなければ受けつけません）」という論法で、いつさいを切つてきた。（これはあきらかに、職権に居直つた不当な態度だが、しかしそれを「不当だ」、「不当だ」

と何万べん叫んでも、テープルを叩いても、弥次つても、にわかに

はどうにもならないことはいうまでもない。」これにたいして、請

求者側は、具体的事実の迫力と平明な論理の拘束力に依拠して、自己の主張を積極的に展開し、右の攻撃を押しもどし、大学側との対決に有利な局面を切開くといふことが、十分にはできなかつた（この事実認識およびつきの評価について、どうか異論と批判を提起していただきたい）。そしてわたくしは、この事実を、たんに対公平委闘争にとどまらず、人民大衆へのアツビールや問題提起においても、大学闘争の隠語的・密教的風土をのりこえられないわたくし自身の主体的脆弱性として——「相手の土俵にのめりこむな」という一見ラディカルなスローガン（しかし、ではいつたい、このブルジョア社会のどこに、「相手の土俵」でない「真空地帯」があるのか）のもとに、この脆弱性の凝視・対自化を回避する自己欺瞞とあわせて——否定的に総括した。

さて、人事院は今度も同一の「切捨て論法」をとつてくるだろうと予想したわたくしは、右の総括のうえに、千葉県の人事委員会審議の教訓にも学んで、具体的な対策を考えていた。そして今度は、「人事院の『公平性』の基準如何」というような一般的な問題提起にとどまらず、公平委としても承認せざるをえない具体的事実をつきつけて、形式的公平性の実質的不公平性を暴露し、それだけでなくその承認を迫つて追い込む、という戦術を立てた。具体的・内容的には、一八日の予備討論のさい、松下氏自身の了承をえ、第一日の後半、委員長が「五項目要求」にかんする討論を打切つて「実質審理」に入ろうとした直前、「迅速な審理への協力要請」という冒頭の発言を逆手にとつてつき出し、展開した、八ヶ月間の審理の遅れなかつたと記憶している。

しとおすのか、それとも、たとえば、戸田学長を証人として喚問できるよう所在確認をとつておく、というような条件付で「実質審理」に応じてゆくのか、という問題を提起した。この問題について確認をしておかないと、その場の情動に翻弄されて、「動き出したら止まらない欠陥車」のようにつっぱり、電柱にぶつかって自滅するのではないか、とひそかにおそれたからである。しかし、この点にかんする具体的・内容的討論と意志一致はおこなわれなかつた。その場で、あくまで「五項目要求」で押すべきだと主張した人はいなかつたと記憶している。

総括討論全体をとおして、この個別・具体的な闘いに入る以前に当然考へぬかれてはならない超原則的な前提問題がたえず蒸し返される一方、「さて、数分後の電話にどう答えるか」というような超プログラマティックな話題に短絡し、その中間に位置を占めるべき具体的な獲得目標や方針や戦術をめぐる実りある討論がなかつたようと思ふ。前提問題にかんする討論にしても、無概念の超感覚的言語（例、「あそこでジーンときた」）や無内容の超抽象的言語（例、具体的な重層構造や階級構造を示す伝達・共有可能な言語ではなく、「重層性」・「階級性」といった、話者がそのものにいかなる内容を考え、伝えようとしているのか不明瞭な言葉）が、さながら基督教宗団の呪文のように飛び交つた。わたくしのよう、地べたを這いつぶるように個別的事実をひとつひとつ確認しながら抽象化と抽象命題の具体的検証を交互に進めてゆくような類の凡な人間には、こういう深遠かつ根源的な言葉の空中戦は、まつたやりきれない。「半分わかつたかな」と思う瞬間にもうつきに移

れとその責任を追及するという、あの方針であつた。

米

この方針は、公平委員長の遺憾表明、処分者側山田代理者の前言撤回とその謝罪のほか、八ヶ月の遅れという事実以外には手持のデータがなかつたにもかかわらず、答弁書の延長申請問題を引き出したという点で、一定程度の成果を収めたと思う。松下氏も、「人事院にたいする一定程度有効なパンチ」と評価しておられた。

わたくしは、この事実から、たとえば教養部の調査委員会の問題など手持のデータがかなりある処分過程。処分理由をめぐる対決（公正委からみれば「実質審理」）においては、むろん処分者側も準備を重ねてきているであろうが、その点を考慮に入れても、もつと押せるのではないかと考えた。しかし、けつして甘い見通しを立てていたわけではない。

わたくしは、大方の印象とは異り、足立忠三を、金井八郎にくらべてハト派であるとは考へなかつた。なるほど、金井にくらべて当りはやわらかい。しかし、金井が、大学問題にいわば「のつてき」たり、弥次や失笑に厭惡をあらわしたり、官僚的な衣のすそからかれの「人間」をのぞかせていたのにたいして、足立は、こちらの質問を要約したうえ、本人の言葉を借りれば「辛根強く」、形式的によく答えてきた。しかしその中身はといえば、ことごとく、官僚的な枠を一步もこえてはいなかつた。わたくしが、「擬ハト派的タカ派」と称した所以である。

そこでわたくしは、足立が第二日には、「五項目要求」と「延長申請」問題にかんする質疑応答を打切つてからと予想し、一九日夜の総括討論のさい、第二日の方針として、「五項目要求」問題で押

つていて、とてもついてはゆけないのである。

その夜わたくしは、徹宵して処分過程・処分理由にかんする資料を調べあげ、視点と方針を立てて明日にそなえた。

4

ここでわたくしは、「代理人席にすわつて発言すること自体、松下処分の社会的追認過程に荷担することだ」という一面的・機械的・短絡的・客観主義的・敗北主義的……極論に代表される「相手の土俵にのめり込む」、「人事院のペースに巻きこまれる」という疑惑にたいして、わたくしの見解を対置しておきたい。（さし当たりここで、右の極論者に、「では貴君は、岡山の先行事例をどう点検し、どう総括し、なぜ松下氏の人事院提訴を承認したのか。どういう位置づけで代理人を受け、どういう方針をもつてこの口審闘争にのぞんだのか」という問題を提起しておく。）

なるほど、最大限の状況分析のうえに具体的な獲得目標を設定し、具体的に方針を立て、力をつくして勝つてなお、結果として「松下処分の人事院による（右の極論者のような、無規定の「社会的」という言葉は用いない）追認」に終る公算は大きいとみなければならない。わたくしも、人事院にたいして幻想をもつてはいない。しかし、われわれの願いのひとつ、結果がそうなるかもしれないということ（そして、それを予測するがゆえに願いをひきしめてゆくということ）と、そのひとつ、結果の予想を固定化して、具体的な獲得目標も具体的な方針も打出さずに闘い全体を実験的に放棄してしまうこととの間には、大きなちがいがある。なにか「壮大な」根源的なことばかり夢見ている人にとっては、とるに足らぬ些細な差

異にみえるかもしないが。

では、人事院口審闘争（一定の条件を変更すれば、裁判闘争）の獲得目標とはなにか。

第一に、処分の白紙撤回（無罪）をとりつけることである。これは自明のことであるが、自明であるがゆえにしばしば忘却されるので、まず強調しておきたい。

問題は、「なにを非現実的な。ブルジョア法によつて料理されるのがおちではないか」という反論はどうしたえるか、にあるだろう。この点について、わたくし自身もけつして楽観的ではないが、しかし、「ブルジョア法」とは、反論者（どのくらい「ブルジョア法」を検討したのかわからないが）が物神化し、拝跪しているほど完全なもの（欠缺なき体系）ではない。とくに教育関係わけても大学関係の法規はそうである。したがつてそこでは、判定官（裁判官）の解釈と実質的考慮の占めるウエイトが相対的に大きい。もちろん判定官（裁判官）は、社会通念に呪縛されている。しかしながら、そこには、具体的事實の迫力と緻密かつ平明な論理の拘束力によつて通念をくつがえしてゆく思想闘争の余地はあるのだ。

そこに狙いを定め、死力をつくして闘つてもなお、判定（判決）の主文そのものを大幅に変えることは、いまのところ不可能であろう。しかし、「ただし」として通念と法規の適用にまいるもどるまでの、一般的評価の部分ないしそのニュアンスを変えることはできよう。そしてそれは、判例として一定の拘束性を帯び、きちんととした総括にもとづく人の人事院口審闘争（ないし裁判闘争）に橋頭堡を提供することができる。闘いといふものは、かならずしも、一挙に眼に見える効果を收めるものではない。そういうことは

むしろ稀有な例外というべきだ。闘いとは、厚い檻の板をこぶしでこつこつとたたき、最後には穴を穿つようなものではあるまいか。独善的な感覺的場当り主義者・やみくも粉碎主義者は、後続の闘争者、みずから松下氏に続く日を予期して松下氏に支援を送つてゐる全国の有志にたいする責任をどう考えているのか。

第二の獲得目標は、公平委の立ちはだかりをはねのけた処分者。大学当局との対決をとおして、近代公教育体制の管理秩序を支える論理一精神構造を具体的に暴露し、具体的に突破口を探ることである。この点については、第四日のほんのとつかりのところでも、神大当局が教特法にペツタリよりかかり、学部自治の慣行をみずから掘りくずして処分権を評議会に集約しようとしている帝国主義的再編の動態があきらかになつた。

この獲得目標についても、後続の闘いを予想した時間的バースペクティヴのなかで問題をとらえ、考えてゆかなければならぬ。

第三に、人事院口審闘争（ないし裁判闘争）は、「敵の士氣」ないし「敵との接点」における闘いであるにもかかわらず、いな、まさにそれゆえに、かりに右の二つの目標がまったく達成されなかつたとしても、なお獲得されるべき意味があるのでなかろうか。というのは、こうである。

闘争のただなかで現在的・即目的に体験される諸事実や諸印象は、それが体験主体にとってどんなに重く鮮明な主観的事実であろうとも、そのままでは万人に普遍妥協的な認識命題の体をなしてはいない。体験された詫印象は、闘争が高揚局面にあるときには、いやま

す主体の頻繁かつ緊密な交流によつて、「集合表象」としての迫真性と伝播性を獲得する。

この「集合表象」という概念は、全共闘運動の総括にとって重要なひとつの一視点をなしているので、少し長くなるが、「宗教生活の原初形態」の研究にもとづく。デュルケームの理論的一般命題を引用してみたい。

「諸個人の意識が、たがいに分断され孤立している状態から、緊密な關係に入り、たがいに活潑に作用し合うとき、その総合から、ひとつの新しい種類の心的生活が遊離される。この新しい心的生活は、まず第一に、その特殊な強烈さによつて、孤立した個人がいとなく心的生活から区別される。集団の内懐で発生し、発展するセンチメントは、独立的個人のセンチメントが到達しえないエネルギーをもつてゐる。そしてその集団的センチメントを体験する人間は、自分のものとは認めがたい力（フォルス）によつて支配されている。この印象を受け、かれを引きこむこの力は、かれの自由にはならないもので、かれが投げこまれている環境全体には、同じ種類の力が脈打つてゐるようを感じる。そしてかれは、自分の私生活がいとまわれてゐる世界（「俗世界（モンド・プロフアース）」）に連ばれたようだ感するのである。「第二に」生は、そこではたんに「量的に」強烈であるばかりでなく、質的にも異なつてゐる。集団に引きこまると、個人は、我欲に執着せず、自己を忘れ、自己のすべてを共同の目的に捧げる。かれの行為の基軸は、かれの外部に置きかえられ、移されるのである。同時に「第三に」、こうして高揚した力は、まさに理論的（テオリック）なものであるがゆえに、強く

限定された目標に嚮導されたり、規制されたり、適応させられたり、することが容易でない。その力は、ここでは懲かにも破壊的な暴力（ヴィオランス）の形態をとり、かしこでは英雄的な熱狂という形態をとつて、無目的な遊び（ジユ）によつて、放出されんがために放出される必要を感ずる。これは、きわめて豊富な活動力であるため、ある意味では余剰の奢侈的活動力である。これらすべての理由により、この活動力は、われわれが日常的にいとなんでいる生活に対立しており、それはちょうど、高等なものが下等なものに対立し、理想が現実に対立しているのと同じである。

事実、文化の基礎となる偉大な理想が構成されるのは、この種の沸騰の瞬間ににおいてなのである。創造期ないし革新期とは、まさに、さまざまな環境の影響によつて、人々が、それまでよりもっと緊密に結合するようになり、集会や会合が頻繁となり、交流が深まり、思想の交換が活潑となる時期である。キリスト教の重大な転機、宗教改革、ルネサンス、革命時代、それに一九世紀の偉大な社会主義運動——これらはすべて、そのような時期の所産にほかならない。これらの時期には、最高度の生活が、きわめて強烈に、しかもきわめて専一的に体験されるので、個人の意識は、ほとんど完全に排除されてしまう。そのとき、理想（イデアル）は、すべてその生活によつて占められ、エゴイズムや卑俗な関心は、ほとんど完全に排除されてしまう。そのとき、理想（イデアル）は、現実（リアリテ）と結合して一つになる傾向がある。というのは、人々が、理想が現実そのものとなり、神の國がこの地上に実現される時が間近に迫つてゐる、という印象を受けるからである。

しかし、この幻想は、けつして永続しない。なぜならば、この集団的熱狂 자체が、持続するものではないからである。この熱狂は、

あまりにも強烈なので、人々の精神的エネルギーを枯渇させてしまう。ひとたび決定的な時期を過ぎると、社会の線糸は弛緩し、知的・感情的交流は衰微し、諸個人は、それぞれ平常の水準に墮ちる。そのとき、多産な激動時代に説かれ、なされ、考えられ、体験されたすべてのことは、たんに記憶の形で存続するのみとなる。なるほどその記憶は、それが呼びます現実と同じように幻惑的なものではあるが、もはや現実そのものと混同されるとはないものである。それはもはや、一つの観念、一群の観念にすぎない。こうなると、「観念と現実との」対立は明白となる。一方には、感覚ないし知覚の与件があり、他方には、理想の諸形態として思考されるものがおる。たしかにこの理想は、周期的にのみがえさせなければ、急速に色褪せてしまう。祝祭、宗教的ないし世俗的公共儀式、……要するに、人々を近づけ、同一の知的・道徳的生活のなかで交流させるものはすべて、この理想的蘇生という機能を果すのである。これは、創造期の沸騰の部分的、穏温的な再現のようなものである。しかし、これらの方針は、すべて、一時的な作用しかもたらえない。ある期間、理想は現在的な新鮮さと生命を回復し、あらためて現実に近づくが、ほどなくしてまた、現実から遠のいてしまう。」（「社会学と哲学」新版、PUF、一三三一三五ページ、傍点1引用者）さて、全共闘運動は、近代公教育体制による差別・選別・分断に抗して、各大学のバリケードのなかに、いわば小型の「集合的沸騰」を簇生させた。したがつて、その闘いを担つた学生諸君は、その「集合的沸騰」状況のなかで、集団的センチメントの異様な高揚を体験し、生き生きとした「聖世界」への自我の触解を味わつたのである。

歴史的にみて、一つの闘争の峰を最前線で担つた部分が、その闘争を醒めた眼で総括しきつてつきの闘争を始動したという例が皆無に近く（稀有の例外として毛沢東をあげておく）、つきの動きは、その闘争の影響を受けると同時に、「（中心部では）根絶し去ることのできない、もはや益のない伝統や記憶の悲夢から自由」（A。J.トインビー）な周辺部分から生まれてくるという事実は、けつして偶然ではない。

このアボリアをのりこえるためには、右のような情動にとらわれない強靭な自己規制力（「自主規制」の否定、否定）をそなえた主体が形成されなければならない。そのための契機は、まことに、ともいはだたしい、しがない現実の状況を意識的に選択し、それと正面から格闘し、それを、右の悪循環を断ち切る自己相対化。自己対象化の否定的媒介として積極的に逆利用することである。このように視点を転換してくるならば、「敵の土俵の上での『いらだたしい人事院口審闘争や裁判闘争は、まさに、そういうものであるがゆえに、それだけ有効な否定的媒介。逆利用の機会となし」と。たとえば、公平委員長・検察官・裁判官の代理人・敵性証人といつた「ものわかりの悪い」（ということは、じつは隠語の通じない）他者との対決を強いられ、かれらにも承認を迫らなければならないところから、いやとうなく、即自的体験や印象の対自化・客觀化・検証

あまりにも強烈なので、人々の精神的エネルギーを枯渇させてしまう。ひとたび決定的な時期を過ぎると、社会の線糸は弛緩し、知的・感情的交流は衰微し、諸個人は、それぞれ平常の水準に墮ちる。そのとき、多産な激動時代に説かれ、なされ、考えられ、体験されたすべてのことは、たんに記憶の形で存続するのみとなる。なるほどその記憶は、それが呼びます現実と同じように幻惑的なものではあるが、もはや現実そのものと混同されるとはないものである。それはもはや、一つの観念、一群の観念にすぎない。こうなると、「観念と現実との」対立は明白となる。一方には、感覚ないし知覚の与件があり、他方には、理想の諸形態として思考されるものがおる。たしかにこの理想は、周期的にのみがえさせなければ、急速に色褪せてしまう。祝祭、宗教的ないし世俗的公共儀式、……要するに、人々を近づけ、同一の知的・道徳的生活のなかで交流させるものはすべて、この理想的蘇生という機能を果すのである。これは、創造期の沸騰の部分的、穏温的な再現のようなものである。しかし、これらの方針は、すべて、一時的な作用しかもたらえない。ある期間、理想は現在的な新鮮さと生命を回復し、あらためて現実に近づくが、ほどなくしてまた、現実から遠のいてしまう。」（「社会学と哲学」新版、PUF、一三三一三五ページ、傍点1引用者）さて、全共闘運動は、近代公教育体制による差別・選別・分断に抗して、各大学のバリケードのなかに、いわば小型の「集合的沸騰」を簇生させた。したがつて、その闘いを担つた学生諸君は、その「集合的沸騰」状況のなかで、集団的センチメントの異様な高揚を体験し、生き生きとした「聖世界」への自我の触解を味わつたのである。

それゆえ、そのような全共闘運動の後退局面は、同時に「集合表象」の褐色。解体過程であり、「聖世界」の集団的センチメントの世界に投げ返されることを意味しないわけにはゆかない。したがつてそこでは、かつてバリケードの闘いを最前線で担い、「聖世界」を最強度に体験した諸君ほど、それだけ困難な主体的問題をかかえておられるをえないのです。そこには、現実の「俗世界」のしがない「日常」にいらだち、「創造期の沸騰」の部分的、穏温的な再現をひたりたいという、「体験ナルシシズム」ないし「うしろ向き」のラディカリズムとも呼ぶべき情動が生まれてこざるをえない。そして、この情動にとらわれた主体にとつてもつとも困難なことは、「聖世界」の後光に彩らわれているみずからの闘争体験を、そつてない事実として醒めた眼で分析。総括した上、そつてない「俗世界」を検証され、普遍妥当的な認識命題に練りあげられるよりも、「過去の栄光」として、耐えがたい現在における穏温的「聖」体験の源泉として、神話化され、そのような主体の間でだけ眞實性を保つ「密教的」隠語的諒解連関に墮し、周期的な「祭り」の機会に、主観主義的、撃撃的にかきたてられたながらも、時の移ろいとともに色褪せ、空洞化してゆく。この密教集団以外の者が闘争経過についてとやかく言うことは、自己相対化。自己対象化のための絶好の否定的媒介として逆利用されるのではなく、みずから「聖」「仙」への冒瀆として情動的に拒絶される。外面向けの情動的。拒否的ラディカリズムと硬直的・強迫的な非転向の背後で、それと相互補強の関係

を保ちながら、内面的な空洞化がとめどなく進む。こうして、すべてが表目に出で、状況からとり残されてゆく密教集団は、外的な条件が許せば、「自閉症的体験ナルシシズム」の泥沼で際限なく自分のへそをまさぐりつづけるが、外的条件が許さなくなると、いつきよに一八〇度の「過同調」的転向をとげるものである。

歴史的にみて、一つの闘争の峰を最前線で担つた部分が、その闘争を醒めた眼で総括しきつてつきの闘争を始動したという例が皆無に近く（稀有の例外として毛沢東をあげておく）、つきの動きは、その闘争の影響を受けると同時に、「（中心部では）根絶し去ることのできない、もはや益のない伝統や記憶の悲夢から自由」（A. J.トインビー）な周辺部分から生まれてくるという事実は、けつして偶然ではない。

このアボリアをのりこえるためには、右のような情動にとらわれない強靭な自己規制力（「自主規制」の否定、否定）をそなえた主体が形成されなければならない。そのための契機は、まことに、ともいはだたしい、しがない現実の状況を意識的に選択し、それと正面から格闘し、それを、右の悪循環を断ち切る自己相対化。自己対象化の否定的媒介として積極的に逆利用することである。このように視点を転換してくるならば、「敵の土俵の上での『いらだたしい人事院口審闘争や裁判闘争は、まさに、そういうものであるがゆえに、それだけ有効な否定的媒介。逆利用の機会となし』」と。たとえば、公平委員長・検察官・裁判官の代理人・敵性証人といつた「ものわかりの悪い」（ということは、じつは隠語の通じない）他者との対決を強いられ、かれらにも承認を迫らなければならないところから、いやとうなく、即自的体験や印象の対自化・客觀化・検証

第二日の自己紹介における松下昇代理人なし／松下昇／代理人の出現については、たんにそれが審理打切りを招いたという以上の、わたくしたち自身の姿勢にかかる本質的問題を含んでいふと考え、冒頭にくりあげて論及したのでここではくり返さない。

時間的経過を追わずにいきなりとぶが、第二の問題点——「傍聴人のパンを食う行為」——公平委員長の制止——抗弁——一部代理人が憲法のりしてパンを食う行為——審理打切りの経過に含まれる請求側の問題——について私見を述べたい。

まず、最初にパンを食べたAさんの行為について、これはAさん自身ではないが、「生理的欲求だぞ」という発言があつた。そこでその発言者に問いたいのだが、あなたは、特定の場所で充足するごとにあります、あなたの自身もそうしているはずの別種の生理的欲求を傍聴席で充足する用意があるか、そういうことを一生づけられるか。

思うに、Aさんの最悪の敵は、身方のなかに、主観的には善意をもつてAさんを弁護したり、悪のりしたり、神秘化したりし、Aさんの自己凝視を妨げ、Aさんを自己欺瞞に誘う人々のなかにいる。わたくしは、Aさんに徹底的にきびしくのぞむ。Aさんも、徹底的にきびしく反論してほしい。

深遠な「哲学」的論議を好む人々には自明のはずだが、人間の行為は、最初の瞬間以外の睡眠を除けば、生理的欲求の充足行為といえども意識的。選択的行為である。あのばあいAさんは、あの場でパンを食うという行為を選択したのである。しかもその選択は、意識を働かせることが不可能な条件のもとでおこなわれたのではないかつた。

あのときAさんは、松下氏の責任ある共闘者。支援者だとしたら当然点検してあの場にのぞむべき岡山の先行事例が、松下代理人がコーラのビンから水を飲んだ行為を契機に打切られている事実を意識していたであろうか。

それはたしかに不当な打切りであつた。しかし、Aさんが、そのような審理指揮にふたたび抗議する意味をこめてあそこでパンを食つたのだとすれば、打切りのあと皆が人事院の控室に追及に出掛けたさい、Aさんが請求者の控室に残つていて抗議に出向かなかつたことは首尾一貫しないが、その理由はなにか。

また、世の中には、遺憾ながら不当なことがいくらでもおこなわれているから、そこで現実に鬪う人間は「当→不当」と区別して客観的可能性を判断し、自分の行為の結果を予測してそれに責任をとらなければならない。そこで問うが、Aさんは、自分のパンを食うという行為が、審理打切り（それが不当であれ）——しかも、五日

のうちの第二日目の、一齊退場でない受動的終結——を招く客観的可能性を意識し、それに責任をとる用意があつただろうか。おそらく、いざれの問い合わせたいしても答えられないだろうか。ということは、Aさんが、当然の準備を怠り、その場の情動に押し流されて無責任な感覚的。場当たり的選択をした、ということである。

＊

しかし、わたくしが、Aさんの行為以上に問題だと思うのは、この感覚的。場当たり的行為に悪のりしたとしか思えない一部教官代理人の無責任な行為である。Aさんの行為以上に、というのは、学生Aさんのばあいには、まことに述べた「聖世界」の高みから急角度に「俗世界」に投げ返されたという連関から、審理場における「いらだち」の事実的必然性と重みが了解できるのであるが、その教官代理人にはたしてそれだけの背景があるのかどうか疑わしい点と、やはり、どんなに正当な情念をどんなに激しく燃やし発動してもにわかには意のままにならない現実の諸事件にたいしてより醒めた認識と判断をもたねばならない大人であるはずだという点からである。わたくしの記憶に誤りがなければ、この教官代理人は、「松下昇」と名のつた代理人と同一人物である。この二点について、固有名詞をもつて証明され、わたくしの見解に反論されるよう、強く要請す

る。

またわたくしは、この一連の——端的にいつて愚にも付かぬ——経過を、「必然的偶然」、「ハップニングの重さ」、「岡山の水、神戸のパン——この二つの意味するところは、言語に絶するほど深い」などと神祕化するムードを、現実の愚かさにうすうす気づきながら、そのあまりの惨めさゆえにそれを正視すまいとする自己欺瞞の常套手段として、慄めさの上塗りとして、排撃する。それは、微温的に再現された「集合表象」が、愚にも付かぬ行為に固着して、それを「聖世界」に祭り上げようとする現象にすぎない。後退局面における慣習の力学にいせん翻弄されている証左なのである。

だいたい、こんなことを大真面目に論じなければならぬこと自体が滑稽ではないか。酔いから醒めて、そつけない現実をザッハリツヒに直視し、あたりまえの脚本をあたりまえに、たんたんと担つていこうではないか。

7

第四日（再開第一日）、松下氏が出廷を拒否して控室に残られたことは、第三日の予備討論のさい、教養部調査委の經緯をめぐる当局の自己破産を突破口に追及を進めてゆく方針を松下氏とともに確認していたわたくしにとつて、まったく予期しなかつたこと、不可解なことであつた。しかも、その重大な決定の理由が、「昨晩一晩考えつめた結論」というふうに、形式的にしか語られず、内容的な根拠は、具体的に説明されなかつたようと思つ（そのさいわたくしは一時中座していたので、誤りであれば叱正ねがいたい）。

松下氏が、第二日の、おそらくは松下氏の予想と期待に反して、

急転直下予期せざる打切りに追い込まれた経過の衝撃を、誰よりも激しく一身に受けとめられ、他方、次第に顕在化していく——大まかにいえば二つの——方針の対立の間にあつて苦しんでおられたであろうことは推察に難くない。しかしながら、理由を明示しない一方的出廷拒否は、独善的であり、ご自身。代理人。全国の支援者にたいして無責任であつたとわたくしは考える。そして、この理由が具体的。内容的に明示されていない現在、わたくしは、この日、松下氏は、理由なく出廷を拒否していた戸田義郎学長と同一の水準に類落された、と評価せざるをえない。どんなに追い込まれた不利な場においても落着きと品位をもつてたんたんと闘うことが、たとえ結果は負けてあつても人間としての勝利なのであつて、場を避けるといふことは、とりもなおさず敗北の自認ではないだろうか。「この控室に人事院と処分者をこさせるべきだ」などというのは、若殿様の駄々というものである。本気でそう思うのなら、自分でかけ合いに行けばよい。松下氏の具体的。内容的反論を期待したい。

ところが、ここでまたまた、例の神秘化ムードが発生した。使徒たちが、松下教祖の默示録を根源的に解説すべく、「審理空間における松下氏の非存在の意味如何」という深遠なる言霊空中戦に耽りはじめたのである。そして、請求者不在のまま第三日の具体的方針を貫徹しようとする最前列の代理人にたいして、しばしば後列から、つまらぬ弥次が浴せられ、休憩時間には、自分たちの怠惰を棚上げした、前提問題の蒸し返しが満足気になり返された。

「本当にロシヤには、全社会こそつての『個別化』時代が到来したように思われる。誰も彼もが別々になり、孤立して行く。一人一人のものがなにか独自な、新しい未曾有のことを案出しようと欲している。あらゆる人が最初から始めようと欲している。以前の羈絆は未練もなく切斷して、めいめい自分勝手に行動し、それを唯一の慰めにしている。現在行動していないにせよ、今にしたいと思つてゐる。かなりに大多数人はなにも始めていないし、いつになつても始めることがないとしても、とにかく絆を切つてしまつて、わきの方にたたずみながら切れたところを眺め、手をとまねいて、何かを待つてゐる。ロシヤでは、万人が何かを待つてゐる。さればとて、なにごとも精神上の協和がほとんどなく、すべてが分裂してしまつた。そして、現に分裂しつつある。しかも集団らしいものに別れるのではなく、まったく個々の単位に分裂している。

なによりいけないことには、時としていかにも軽々しく、満足げにおこなわれてゐるのだ。たとえば、現代の新人の中から芸術家や文学者を取つてみるとよい。彼らは……従来のこととはてんから知りうとしない。かれらはなにごとも自分本位であり、自己標準である。彼らは新しいことを宣伝して、いきなり新説と新人の理想を提出する。彼らはヨーロッパの文学も自國の文学も知らない。彼らは何一つ読まなかつたのか、また読もうとしないのだ。彼はブーシキンやツルゲーネフのものを読まなかつたばかりでなく、ベリニスキーやドブロリューボフなどという、自己の陣営に属する人のもの

さえほとんど読んでいない。彼らは新しい英雄と新しい女を描き出しが、その新味は、はじめの九歩を忘れて、一足飛びに第十歩目を踏み出すことである。それゆえ、たちまち想像もできないほどいかさまな状態に落ちこんで、自滅してしまい、読者の教訓にもなれば、誘惑にもなるのである。つまり、このいかさまな状態が教訓の全部なのである。こうもつたすべてのことには、新しいところがきわめて少なく、かえつて手あかのついた古いことばかりである。しかし、それは大したことではない。著者が、『自分は新しいことをいつたのだ、自分は独自になつたのだ』と確信して、当然、大満足でいるところに問題がある。……

要するに、めいめいが自分本位で、自分勝手にやつてゐるのである。だが、はたして彼らはただ独創ぶつたり、気どつたりしてゐるのか？ なかなかそうではない。今日は反省の時代ではなくて、むしろ直情の時代である。多くの人々は、おそらくきわめて多くの人たちは、実際にもだえ苦しんでいる。彼らは実際、きわめてまさに従来の羈絆を切斷し、最初から始めなければならぬ羽目になっている。彼らに光を与えるものが一人もないからである。学者や指導者は彼らに合権を打つばかりである。中には、卑屈な恐怖のためにそれをやつてゐる。……またあるものは、てもなく彼らをだしに使つて、ふところを肥やしている。こうして清新な力は減びて行くのである。」（ドストエフスキイ・米川正夫訳『作家の日記』〔二〕、岩波文庫、一七五一七七ページ）

玩味すべき文章ではないか。

とりあげたい問題は、あといくつか残つてゐるが、ひとまずここで

神戸人事院闘争・資料

反論書

で区切つて、第一次の問題提起としたい。反論への応答のなかで、さらに展開してゆきたい。できれば、相互批判を確実な基盤の上におくために、全過程の録音テープを再生して資料とするなどを編集部にご検討いただきたい。そのような資料は、この総括をめぐる紙上討論に、当日参加された会員の方々にも加わつていただきために、また、今後の後続の人事院闘争のために、必要不可欠であろう。わたくしもできるかぎり協力したい。

なお、本稿は、今までもなく、あくまでも内部討論のための問題提起であり、人事院・処分者側にたいする批判。弾劾は、意図的に除外してある。したがつて、この「五月三日の会・通信」の紙上でわたくしへの反論を展開されるにあたつてわたくしの文章を引用されることは、自由に大いにやつていただきたいが、それ以外の転載・引用などは、いつさいおことわりする。

一九七一年八月三〇日

岡山大・神戸大教員処分に
反対する会

折原浩

昭和四五年第一九三三号

懲戒免職処分審査請求事案

請求者

松下昇

処分者

神戸大学長事務取扱

審査説明書・処分説明書・答弁書という処分者側の表現過程にみられる特色をいくつか上げると、執筆責任者が不明であり、なるべくボロを出さないように無味乾燥な記述をしようと努力しており、情況から切斷した事実の断片を過去形でかつ判断。決定権を独占したまま羅列しており、いま私たちの前に開示されはじめている未踏の問題（その比喩的表現が刑へ事・裁判、民へ事・裁判、人へ事・院審理などを含む ヘロ・闘争論である。）に無自覚なまま闘争総括をしいられ、破綻していることであろう。

このことを公開し、眞の意味で統一審理を創出していく契機として次のような反論を提起する。なお、代理人の反論へ文書。口頭もへ私への反論である。

A、処分過程の答弁について

一、教養部教授会において請求者を時間割に入れるかどうかについての調査委員会が結成されたとしても、処分のための調査委員会は結成されていない。

二、教養部教授会において処分の程度についての意見分布が調査された（これさえも「の事実性から根拠を失う」としても、教授会決定としての投票はおこなわれていない）。

〔一、二を中心として、とくに機動隊護衛下の教授会の討議内容は暗黒につつまれており、処分に関する全ての議事録。テープの公開が不可欠である。〕

三、教養部長事務取扱が、学長事務取扱に対して処分の審査を具申（これは「一、二の事実性から根拠を失う」したのと前後して、請求者に対する逮捕状が出されていることは処分の本質をバクロしている。また、それまで請求者は公開の教授会で陳述する機会を与えられていない）。

四、改革されたと称する選挙制度によつて選出（とくに学生の圧倒的多数は棄権）された学長事務取扱（いわゆる正式の学長でない者に処分を審理。発令する資格があるかどうかは現行法規からも疑問である）の下で旧制度による処分（一、二、三の事実性次第で根拠を失う）が強行されたのは、封鎖解除の口実としての改革路線の正体をさらけだしている。

また、教授会と評議会が処分強行の責任。主導性をおしつけあつていたことは注目に値する。

〔三、四を中心として、具体的な事実性に殆んどふれずに審理

をすすめた評議会の討議内容は暗黒につつまれており、処分

に関する全ての議事録。テープの公開が不可欠である。

五、請求者は、八月二一日の口頭陳述の冒頭において、「ここで發せられる全ての言葉にはへ／＼がつけられている」とのべたにもかかわらず、その後、大学当局から出されている文書（教養部広報など）において私の発言として記載されている文章には一箇も付けられておらず、要約の仕方もデータラメである。なお、教養部広報が闘争過程で果していいる犯罪的な役割は周知の事実であり、その根底的批判なしには処分の審理は進行できない。

六、請求者は、八月二一日、三一日の口頭陳述において、n次に重層する事実性のうち第一一二次の事実性に関するのみ發言したにもかかわらず、処分者はその後、口頭陳述の場と設定せず、第三次以上の高度の事実性に対する追求を自ら中止した。

〔五、六を中心として、秘密の場所で非公開のまま強行された／＼金提供者に対する不可欠の義務であろう。

（註）A、Bを審理する場合に、必ず疎明資料（「五月三日の口頭陳述の内容、その処理方法は暗黒につつまれており、これに關する全ての議事録。テープの公開が不可欠である。

また、処分過程に必要とされる費用を公開することが、税金提供者に対する不可欠である。

〔六、請求者は、八月二一日、三一日の口頭陳述の冒頭において、「ここで發言」がおこなわれた時の状態、この発言が請求者の表現過程でもつ意味について処分者は把握しておらず、このことは発言年月日の誤記からも明らかである。また、「請求者の意図が明確に表現されて」いるのは処分者が引用する部分に限つておらず、全文章をよめば、これが処分理由になりえないこと、あるいは、このような処分では処分といえないとが判るはずである。

B、審査説明書（以下αとよぶ）と処分説明書（以下βとよぶ）の答弁について。

〔一、「αに対し、事実性をより深く追求するために構成。文体の全面的なかきかえを要求したにもかかわらず、それを無視して作成している。

二、「αに對して、事実性をより深く追求するために構成。文体の全面的なかきかえを要求したにもかかわらず、それを無視して作成している。

C、処分理由の答弁について

へ移行しうる。なおCの各項目の番号は、処分説明書、答弁書の番号に対応している。

一、「情況への発言」がおこなわれた時の状態、この発言が請求者の意見をきかずして評議会で、不当と認めたことこそ不适当であり、O点に値する。

二、教養部教授会で受理された採点を、請求者、受講学生、教職員の意見をきかずして評議会で、不当と認めたことこそ不适当であり、O点に値する。

三、答弁書は処分説明書に記載されている給与減額措置（賞金カット）についてふれていないが、これも教授会決定すらへずに強行されたものであり、処分者の手口の先駆的な例である。

四、教授会への可視的な欠席には「正当な理由」があるし、請求者は本質的には、だれよりも出席しているのである。さらに教授会欠席が処分理由にならないことは鈴山大二教官の処分に関する人事院公開審理（一九七〇年夏）で明らかにされている。

五、当時の入試会場責任者（文学部長）と請求者の出合い、発言内容が無視されている。もし、提示、ビラの作成を処分理由とするならば、一切の思想・表現を処分する論理を導くことになるであろう。

六、α、β、γ（答弁書。昭和四六年六月一〇日付）と請求者に対して提起されている二つの起訴状（昭和四五五年五月二三日付と、同年一月七日付）、研究室使用妨害排除に関する訴状（昭和四六年五月二〇日付）、研究室使用户妨害排除に関する訴状（昭和四六年五月二〇日付）の歴史をどのようにとらえるか。

また、それぞれの文書の作成に至る過程で処分者側が果していいる役割。資料の内容を公表せよ。

（註）A、Bに関して十分に審理した後に、はじめて次のC

五、請求者は教職員が請求者の研究室残留を目撃したことを確認しておらず、まして、退去命令の根拠を示されていない。ここでは物理的妨害ではなく、不退去の思想性が処分理由になつていて考慮してよいか。

六、教養部長事務取扱は、自主講座運動実行委員の一人であり、自らそれを認めていることは周知の事実である。のことと、一九七〇年三月から一年間、B一〇七教室を閉鎖し、代行的バリケードによつて「正規授業のための使用」を妨害したこと考慮すれば処分者は処分対象を誤つてゐるといわざるをえない。

七、この項目についての処分説明書の記述は、同一事件についての起訴状の記述にくらべても、著しく不正確であり、事實性の根拠を失つてゐる。(一、二も同様)

また、処分説明書、起訴状の記述と正反対の事實性を現場にいた教職員、学生が目撃し、確認している。

八、休講を申し出ないで実質的に休講する例は多い。実験の共同担当者の評議会までの意見陳述も無視されている。

九、当日の現場写真(教養部広報二二号五一ページ)にうつつてゐる者が全員、バリケード構築に參加していると処分者がみなしてゐるのかどうかについて答弁しない限り、反証するまでもなく失当である。

十、「試験場に無関係」であるとか、「勝手な板書を行なつた」とか勝手に判断するべきではない。また、直接的妨害ではなく、相手の心的内部に影響を及ぼす表現行為(しかも、この場合、チヨークによる板書という最も日常的、教師的な表現行為)を処分理由にするのであれば、処分者の責任は重大である。

十一、請求者が教授会を妨害したという根拠は、どこにも存在しない。むしろ出席有資格者であり、當の調査対象者である請求者を官憲にうり渡す処分者側の態度こそ歴史に不滅の汚点として残るであろう。

十二、この項目に答弁しないのは、処分者が、ついに処分者として自立しえないことを告白したに等しい。

請求者のさまざまの表現(その一部は「松下昇表現集」に印刷されている)と同じ比重と方向性で表現されたものを、関係ある全ての人たちの意見をきかずに一方的に抹殺し、かつ証拠を隠滅した上で処分(起訴)理由にするのは何重にも不当であり、処分(起訴)者の表現意識の低劣さを示して余りある。

Cの各項目は、教養部構内の空間性と深いかかわりをもつており、ここで審理をおこなうことと、少くとも関係者全員立会いの下で現場検証をおこなうことによつて、はじめて解明されうるのであることを、あらためて強調しておく。

一九七一年六月二七日

請求者 松 下 昇

人事院公平委員会殿

◎ 民へ事・裁判

一、原告＝国家は、研究室問題を分離裁判にもちこもうとしているようです。

〔仮処分事件→七月一四日、午前一〇時、地裁第二二号法廷(第六民事部)

五。一ビラ、六。一ビラとの連続性から、このビラをかいているのですが、いま、かすめていく感触は……紙片に記述しているのは、重層する闘争の一切片にしかすぎず、また、その重層する闘争も、より巨大なものへの影なのであらうけれども、その中へ突入していく(私)の跳躍台としての紙片が必要なのだ、ということです。

◎ 刑へ事・裁判

一、五月一八日に仮装被告団が最高裁へ出していた第一回一第三回の公判、制裁々判に因する特別抗告に對して六月三日に決定がありました。いうまでもなく棄却ですが、その理由は、私に対しても時間性をはみだしたこと、樋本君に対しても法的根拠をはみだしたこと、となつており、これはその理由以外の領域で決定を試みれば、現在の法＝國家の体系が崩壊しはじめることを逆に告白しているともいえます。

二、六月一五日、遠方からの仮装被告を含めて開かれた会議では、主として「へ事・闘争の具体化が提起され、また夕刻には、まだ放されない樋本君の勾留理由開示裁判要求の行動が、参加者多数によつて展開され、可視的には、書式を大幅にはみだす文書を宿直室にとどけるというかたちをとりましたが、これが棄却された意味をふくめて、私たちの六月裁判闘争は持続しています。

◎ 人へ事・院審理

処分者＝大学の処分不服理由(昨年暮に提出したもの)に関する答弁書が、人事院から六月中旬に送られてきたので、六月末に反論書、資料(?)(いずれも一二部ずつ提出しなければならないので、いくつかの大学のゼロツクス装置を秘密にかつ堂々と使用しました)を提出します。ここにはいくつかの興味ある問題がふくまれていますが、くわしいことは他の機会にします。」を提出しました。

なお、代理人の反論書を七月一日、一八日の準備討論集会（神戸大学学生会館、第三集会室、午後一時一六時）で配布していただければ好都合です

（注）「五月三日の会通信」第三号、第四号と「神戸大学教養部広報」第二二号、第二五号は、七月一九日一二三日の人事院闘争

の重要な武器になるので、各自準備して下さい。どうしても入手できない人は、だれからかりてゼロツクスにとつて下さい。

◎ その他のへ事々柄

一、参議院選挙は終つたけれども、生協総代選挙は、まだはじまつたところです。今まで第一回投票は〇一〇、第二回、第三回投票は一〇で、私は永続的立候補者として、立入禁止のはずの大学構内を歩きまわっています。ところで、六月一二日の総代会では、久しぶりに、民主主義的な諸君が登場し、私の妨害！行為を非難しましたが、八時間におよぶ大衆的討議によつて退却していかざるをえなくなりました。一方、進歩派気どりの教職員は連名で「公正正な選挙を！」というビラをまいたり、元理事長の対立候補を出してきたりしていますが、かれらの悲喜劇的なタイハイは注目に値します。第四回投票は七月はじめの予定。

二、ハ一〇九〇闘争の逮捕者はさらに増加しつつあり、大学当局は闘争参加者の親を呼び出して、休学届を出せば告訴はしない、といふドウカツをしています。しかも、自主講座運動は圧殺しづづ、現在、公開市民講座を市内のビルをかりておこない、永続的休講中の哲学のK講師が出演するという有様で、いまやハ一〇九〇教室は大学をはみだした社会の領域へ進出＝逃亡しつつあります。

この紙片に書きとめてあること以上のことを追求したい人は、いつでもハ六甲空間へどうぞ。

一九七一年七月一日

松下 昇

昭和四六年七月一四日

代理人（証人）出席申請書

人事院公平委員会殿

申請者（請求者）松下 昇

昭和四五年第一九三三号懲戒免職処分審査請求事案について、人事院規則一三一第四一条に基づき、下記により、代理人（証人）の出席、尋問を申請します。

一、代理人（証人）の氏名、住所、職業

上原考仁、神戸市東灘区赤塚山神戸大学学生寮 学生

二、出席して発言する必要性

上原君は、人事院口頭審理に出席予定であつたが、七月一四日、松下研究室裁判の直後、神戸地裁構内で、ハ一〇九〇闘争に関する容疑で逮捕された。かれは、処分説明書の各項に、請求者と同じ立場でかかわつており、昨年夏の評議会陳述およびこれから開かれる人事院口頭審理における請求者の重要な共闘者であり、かれの存在は請求者の反論、立証に不可欠である。公平委員会は不当捕をおこなつてゐる県警に対し、即時釈放（少くとも口頭審理への出席）を要求されたい。

三、質問と発言の時間
七月一九日一二三日、午前一〇時、午後五時

七。一一準備討論集会におけるいくつかの論点のレジュメ

人事院公平委員会殿

申請者（請求者）松下 昇

昭和四五年第一九三三号懲戒免職処分審査請求事案について、人

事院規則一三一第四一条に基づき、下記により、証拠資料の調査を申請します。

記

一、証拠資料

処分過程における

（神戸大学教養部教授会議事録、テープ（a）
（神戸大学評議会議事録、テープ（b）
（b））

二、証明しようとする事項（主要なもの一部）

（a）によつて、（b）処分のための調査委員会は結成されていない。

教授会では、（b）免職処分の争議。採決はおこなわれていない。

（b）によつて、（b）教養部教授会の報告の根拠を検討していない。

評議会は、（b）口頭陳述における請求者の問題提起（その一

つが事実性の追求）にこたえていない。

三、証明に要する時間

全ての代理人が納得するまで。

○ 人へ事々院闘争の位置（七。一ビラを媒介として）
nへ事々闘争の統一的展開

○ 刑へ事々裁判の被告、弁護人
民へ事々裁判の債務者、補助参加者

○ 人へ事々院闘争で必要な文書
審査説明書（七〇・七・三一）一処分説明書（七〇・一〇・一六）のへ法々的な制約をどのように突破するか

○ 一答弁書（七一・六・一〇）：こわらの全過程の批判
○ 処分に対する不服の理由（七〇・一二・二一）一反論書（七一・六・二七）：代理人による文書、口頭の批判

○ 教養部広報二二号一同二五号・広報委員会発想の批判
五月三日の会通信三号一同四号一同七号・私たちの記録による批判

○ 方針

一、刑へ事々、民へ事々に対する特殊な幻想性の最大限逆用

二、人へ事々院審理がなくともおこないうる闘争の自己検証の転化

（手続として（例、処分のための調査委員会は結成されていない。）

～教授会で免職の動議。採決はおこなわれてない。その他、いくつか。)

(二二項目の罪状指摘方法の破綻(参考、起訴状七〇・五・二三

四、各代理人の闘争をふまえた総括を権力にしていく。一。七

例、授業拒否、教授会欠席——岡山大、都立大、東大

、パリケード構築——徳島大

、パリケード不退去——京大、新潟大、広島大、九州大

試験なしの同一採点——神戸大、岡山大

入試(警備体制)批判——岡山大、長崎大

授業、教授会、入試などの妨害——徳島大

自主講座運動——都立大、関学、東大、岡山大

……

五、事実性の重さに耐えつつ、それらの時。空間、関係を転倒していく。他の裁判との関連から特定の発言をしないこともありうるが、その時、～私～としての代理人の役割が重要になる。

六、……

○七。一八参加者の問題提起をふくめて最終の方針の設定

○宿泊などの準備、わりあて

○解放学校通信 一九七一年七月一五日

松下処分に関する人事院審理への発言

菅 谷 規矩雄

I 口頭審理の～五日間～はなにを意味するか

人事院公平局発行の「公平審理の手引」は、審理の能率化についてくりかえしのべている。すなわち七月一九日～二三日の五日間は人事院のがわからずれば能率的なものとして設定されていることになる。

わたしたちはこの時間を、まつたくべつな本質にたつて、解体。再構成すべきである。

～処分～発令いらいの九ヶ月余をぬきにして、能率云々は自己矛盾であり、それじたいひとつの大彈圧形態である。この九ヶ月余にはひとりの失業せる生活者の実存と、わたし(たち)の闘争史が、不可逆的に刻印されているのだ。

それゆえこの～五日間～におけるわたし(たち)の唯一の本質的な～事実～は、わたし(たち)の闘争史の現存たる一九七一年七月の～五日間～そのものであつた――かれが免職されたのもまた、かれの～表現～をもとにしてあつた――わたし(たち)じしんの奔放なる感性、ねむりこむことなき憤怒、おそれをしらぬ想像力によつた第六日～第八日へと連続する現在なのである。

II 表現者は～大学～に存在しえないか

わたしたちが提起すべきもつとも根源的な主題は、これである。かつて～松下昇～が神戸大学に採用されたのは、かれじしんの～表現～論文～をもとにしてあつた――かれが免職されたのもまた、かれの～表現～をもとにしてである。この同一性と差異性とが意味するものはなにか。

わたし(たち)が、この主題の根源性に達しうるには、あらゆる天上的存在(学長、評議員、教養部長、公平委員等)をたえず地上へと解きはなたなければならない～わたし(たち)じしんの奔放なる感性、ねむりこむことなき憤怒、おそれをしらぬ想像力によつた。

III 表現者——大学闘争——……

つて。情念が論理を生むであろう。

天上的(権力の本質は第三者的たることにある)公平ではなく、

まず地上的対等を。

～松下昇～の全表現過程を～大学～から排除することに同意したもののは、同時に自己の固有の幻想～表現を～大学～から排除し抹殺するのである。

そのようにして存在する虚体～権力～暴力～表現～～私～

というセレモニーに反対した学部と教官たち。怨念がこもつてゐる。

さらに～措置法～に基く、～全学集会～決議に基き、機動隊を用いての八月七日、八日の～清掃作業～に反対しながら、機動隊によつて学外に追われた教官たち。怨念がこもつてゐる。

一度根源的に問われた～大学～とその～秩序～は以上のような無法と強行によつて、ほぼ復旧作業を完了したかに見える。といふよりは中教審答申案の国による実施の土台をつくつたかに見える。

・ 松下氏の言動は、終始そのような～大学～とその～秩序～への問い合わせに外ならない。松下氏の言動は、そのような基本的構図のなかにおいてのみ正しく理解されるのではないか。

・ 順序を深める～大学～とその～秩序～は、松下氏のその問い合わせに答えないばかりか、松下氏を官憲と共に謀る(?)して完全に学外に排除しようとしている。

・ 無法と強行とのブルトーザによつて虐殺されたかずかずの反対の怨念は、あるいは締めに転化するものもあるが、怨念として松下氏の言動の背景となり、さらにそれぞれ怨念をはらす機会を虎視たんたんとねらつてゐる。

・ 松下氏の謂る第一次的事実性においての、大学の処分説明書は岡山の場合と同じく、あいまいに膨らませてゐる。レモンはしばらくねばならない。かりにも一人の人間を学外に排除しようとしているのである。総合判断的なことは許されない。本当に処分に価するは何であるか明確にしなければならない。

・ 例えば岡山の場合、ビラとか文書を処分説明書にあげていたが、

人事院審理をまえにしてのメモ

～党～国家～の橋は断て。幻の塔は崩せ。いま穿ちますむ闇に充

ちる土、ふきあげる地表は……

～表現の根拠へいかに到達するか

結局そわらは参考にしたにすぎないのだということが明らかになつてゐる。

「大学」の「秩序」を支えると称する「授業」・「試験」・「評価」、さらに「教授会」に恐らく第一次的事実性はしばられてゆくのではないか。それらを一つ一つ明確にへしばつてゆかねばならない。

……

反論書（その一）

答弁書Cの(1)について

「情況への発言」においては「このストを媒介にして何をどのように変革するのか、そして、持続、拡大する方法は何か、について一人一人表現せよ。少なくとも、この実現の第一歩が、大衆的に確認されるまで、私は旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働（授業、しけん等）を放棄する」とあるが、一九六九年神戸大学においては「ストライキが解除されるまで、授業、しけんはしない」がかなりの期間まかり通っていた（現実にかなりの期間にわたつて授業、しけんが行われていない）。

両者を比較するとき、その相違は「……まで」という前半部分にある。

であるとすると「情況への発言」から「旧大学秩序：放棄する」のみと引用し、その意図をもつて授業、しけん等をしなかつたことを処分理由としたという答弁はそれ自体として崩壊している。もしおかっこわが処分理由だとするならば、処分者は神戸大学の全教員に〇点をつけた」とが「職務放棄」、「命令違背」「機能遂行の妨げ」「国有財産損傷」のどれにあたるのか、また何故そのか全く不明であり、「処分説明書におけるとき理由」とあたかも処分説明書で理由を述べたかの如き詐術を用いているが、このような詐術を用いなければならないことこそ、処分理由の空洞を立証するものに外ならない。

Cの(2)

答弁になつていらない、何故なら処分説明書においては「昭和四三年度：試験制度そのものに対する批判と称して受講者二四三名全員に〇点をつけた」とが「職務放棄」、「命令違背」「機能遂行の妨げ」「国有財産損傷」のどれにあたるのか、また何故そのか全く不明であり、「処分説明書におけるとき理由」とあたかも処分説明書で理由を述べたかの如き詐術を用いているが、このような詐術を用いなければならないことこそ、処分理由の空洞を立証するものに外ならない。

Cの(3)

この項も答弁になつていない、何故なら処分者が請求者の「欠席」の理由は何であると把握しているのか、そして何故それが「正当でない」と判断しているのかが全く明らかにされておらず、この無理の故に「教授会を長期欠席することは」「職務を怠つたものである」と短絡せざるを得ず、この短絡を無意味な修飾語「明らかに」で埋めようという空しい努力をしているのである。

Cの(4)

この項においても無意味な修飾語「明らかに」によつて怖ろしい短絡を行なつている。この「怖ろしい短絡」に気づかぬものは自らついて連絡されたい。

「答弁に値しない」と処分者が述べていることこそ、本件処分を処分者が自らの恣意的価値判断にのみ基いて行なつたことの何よりも（ハ処分者として）を含む）、自立し得ていないことの証明である。

Cの(12)

「答弁に値しない」と処分者が述べていることこそ、本件処分をの証拠であり「慎重に行なつた」（答弁書第二A）とする審査のへ慎重さの本質を暴露しているものである。

坂本守信

公平 五六一
昭和四六年八月十二日

松下昇殿

人事院公平委員長

請求者 松下弁

人事院公平委員会御中

公平 五六十

昭和四七年八月二十一日

松下昇殿

人事院公平委員長

-37-

申入書

（昭和四五年第一九三三号事案）

「申入書」について（回答）

一、審理会場の控室使用料について、当事者が払うという根拠、前例があるか、ハ第三日は使用していないし、第五日も午後一時半に審理がうち切られているから、使用料は減るのか、シ審理会場、控室を歯科医師会館に限定するかどうか、の諸点に対す

る公平委員会の見解を示されたい。

二、重層する闘争に深い関連をもつ人事院の第二回審理を、どのように審理があるか、中断させるつもりか、回答されたい。

三、裁判の公判調書にあたる審理調書の入手方法を公表されたい。

四、民事裁判で大学側が提出している書類によれば、処分者は処分発令に先立つて人事院から懲戒手続進行の承認をえた、という記

官を処分しなければならない。処分者が、請求者以外の教官は木偶のごとく何らの意図ももたずに授業、しけんをしない、という行為を行なつたと理解するのでない限り……

すべて使用した当事者が負担しています。

二、今後の審理について

先の審理の打切りに至つた経緯にかんがみ、その取扱いについて
目下人事院としても検討中です。

三、先の審理の記録書について

おおむね一〇月ごろにはできあがる見込です。記録書の閲覧等は、
公平委員長の許可を得て行なうことができることになつています。

四、懲戒手続進行の承認と公平審理との関係について

刑事裁判所に係属中の事件に関する懲戒手続進行についての人事
院の承認と、同一事件に関する公平審理とは全く別個の手続であつ
て、両者の間に関係はなく、これは本件事案の審理の場合にも何ら
異なりません。

五、反論書（その二）の提出について

前記二のような状況にあるので、現時点では格別期限を指定しま
せんが、審理が終るまでは特に時期に遅れた場合のほか提出されれば
受理することになつています。

なお、照会事項中当公平委員会の関与しないものについては当院
近畿事務局から回答します。

以 上

一九七一。八。八

松 下 畏

（不可視のバリケード開始二周年）に

○ 人へ事▽院審理

されて います。

○ 人へ事▽院審理

七月十九日一二三日の△五日間△に提起された問題は、△へ事△
闘争の総体の再把握をしいる怖しさをもつており、直ちに言語化
することは困難ですけれども、八月中旬に、ある手ごたえにもとづい
て総括表現をおこないます。それは同時に、各参加者の総括表現を
不可欠の条件とします。

この数ヶ月、△へ事△のうちの、いくつかの共同的な問題を提起
報告してきたのですが、本来△私△の闘争は、あらゆる位相の幻想
過程△現実過程を自在に昇降しうるものとして存在し続けているの
で、今まで表現しきれなかつた膨大な、なにものかを苦悶に△
していきます。

八、裁判の第四回公判が一〇月一日午後一時におこなわれる
ことになりましたが、三月一〇日の第三回公判以後の永続的休廷の
意味を少くとも次の方向を含みつつ追求していくつもりです。

a、△一〇九△哲学の休講（九月七、八、九日に集中講義）、七月
六日の生協総代選挙の第四回投票数△一対一対一△二進法の世界
像△、七月一九日に始まつた人事院審理の打ち切り（八月三日、
上原君の勾留理由開示裁判との共通性）などに表現されている問
題との対決。

b、△一〇九△闘争で起訴された橋本、上原両君に対する第一回公
判（九月三日午前一時）までに、各仮装被告から△△裁判と
の統一公判要求書を提出（ひとまず、私のところへ集めて、マス。
プリします。）し同時に△△事△闘争の統一的展開の媒介とする。

○ 民へ事▽裁判

研究室問題に關して権力が設定した二重の裁判に対しても

a、妨害排除事件（第一回、七月八日）については、原告、被告の
位置づけを通じて訴状の成立不可能性を主張し、次回△一〇月二
一日午後三時半△までに、この点をめぐる国家の答弁書を提出さ
せることを裁判長に約束させました。

b、仮処分事件（第一回、七月一四日）については、前記裁判より
も早い速度で裁判を進行させることにより、国家△法の時間性の
矛盾をひきだす方針です。次回は九月一〇日午後一時。

七月一四日の裁判所構内で、上原君が、六月の橋本君と同じ容
疑で令状逮捕され、私から、人事院に對して代理人かつ証人とし
ての出席を要求したにもかかわらず、その後現在に至るまで勾留

徳島大学医学部から

懲戒処分停職六ヶ月を受けて

徳大・医・栄養化学 山本光代

皆様に訴える！

徳島大学評議会による一九七一年六月二八日付の懲戒。六ヶ月停職を、六月三〇日、北村学長から、別紙の審査説明書と共に言いわたされました。この間、大学での一教師としての私の良心にもとづいて行つてきた、学生と共に生き、研究者・科学者として考えてきた生活を振り返り、この突然の宣告に新しい怒りと大学のものはやあるべき姿を失つた現状に深い悲しみを感じる次第であります。

私は徳島大学医学部栄養科学教室において主として自然界の生物の「生命の存在様式」を、特に「進化現象」を中心に生化学的手段をもちいて、観察、研究し、教育に従事してきました。極く平凡な一教師です。六八一六九年学園闘争がおこる中で多くの学生が提起した、学問、研究、科学、医療、教育についての問題を私なりにまじめに考え、そしてこれらが「たてまえ」としてあるものと、現実の大学の中においてあるところの「実際の姿」、それを行つている研究者、医師、科学者たちの「ほんね」との間の深いみぞ、あるいはそれを指摘しそのあるべき姿を追求してきました。こうした対立や分裂は歴史的必然ではあれ、その中に新しい統一の動きを汲み取

り、止揚していく努力を実践的に試みることが教育者としての私の役割であると考えて行動して参りました。それはある時は病院の医療形態への批判や改善要求、医学部教授会の公開要求であつたし、安保一沖縄闘争の一環としての学生ストライキ支援であつたわけです。そらで私は考え方の限りの方法、ハンガーストライキ、ピケッティング、デモンストレーション、クラス討論の要求、大衆団交の要求を行つてきました。これらは憲法でも認めていいる、ごく普通の個人の思想表現の方法であると思います。人間の機械化、疎外、公害等々の進む絶望的な今日、一八世紀以来の近代合理主義に身をまかせきつてきいた科学者が人類の未来をめざして「人間であるために行動することは全く当然のことであり決して特別な非日常的行動ではないし、ましてや大学の治安を乱すものではありません。私が行つたことこそ、國家公務員として、教師として人間にふさわしいものであつたと確信しています。

今、半年の研究・教育の停止、生活費の剥奪がこのように無名の生活者としての私に何を意味するか、多くの説明を要しないと思います。

陳述の機会は、非公開、一時間、事実行為についてだけというきわめて思想の自由を制限したものであります。このような形で处分を行つたとしても決して従来からの大学問題の解決はありません。ここに、このような徳大評議会の無責任、ファツシヨ的弾圧に対して抗議の行動を起こしていただきたいと思います。

審査説明書	
(氏名)	山本光代
(官職)	文部教官 助手
(処分の種類および程度)	懲戒・停職六月
(根拠法規)	国家公務員法第八二条第一号。第二号および第三号、人事院規則一二一〇第二条
(教示)	教育公務員特例法第九条第二項の規定により、この審査説明書を受領した後一四日以内に、徳島大学評議会に対して請求した場合は、口頭または書面で陳述する機会が与えられます。
(決定日付)	昭和四六年六月二八日
(交付日付)	昭和四六年六月三〇日

別紙

1、授業の妨害行為

(1) 教養部の授業を妨害した行為

ア、昭和四四年八月二十五日同人は、「○授業再開阻止」をスローガンに教養部正門前に集まつた全学共闘会議準備委員会および医学部共闘会議の約三〇人の学生中にまじり、午前八時二〇分ごろからベンチ。立看板を使って、教養部正門を封鎖して、一般学生の入構を阻止しようとし、丸山教養部長の撤去命令にも応じないばかりか、これを撤去しようとした教職員に対し抵抗した。

イ、昭和四五年六月一五日午前八時二〇分ごろから同九時四〇分ごろまで同人は、全共闘系学生二〇数人とともに教養部二号館(B棟)入口階段を立看板。ロープ等をもつて封鎖し、教官および一般学生の入室を阻止した。このため、当日の授業は、中止せざるを得なかつた。

など、同人は、翌一六日も午前八時三〇分ごろから同九時四〇分ごろまで前日同様学生約二〇人とともに授業を妨害し

ようとしたが、多数の教職員にはばまわため、授業中の教室に向つてマイク放送を続けた集団に加わり、これを阻止しようとした教官にスクランプを組み妨害した。

(2) 医学部医学科専門課第一年の授業を妨害した行為

昭和四四年一〇月一六日医学部医学科専門課程第一年次学生に対する午前八時三〇分から同一〇時三〇分までの第一时限講義（生化学、担当勝沼信彦教授）開始前、すでに講義室（基礎第一講義室）にはいつていた同人と大学院生一人は、授業再開に反対し、学生との討論集会を要求して、勝沼教授の退室命令ならびに学生総意による退室要求を無視して約三〇分にわたり授業を妨害した。さらに引き続き同一〇時四〇分から午後〇時三〇分までの第二时限講義（生理学、担当宮本博司助教授）においても、前記両者のほかに大学院生一人が加わり、学生との討論集会を要求して、約四〇分にわたり授業を妨害した。

2、各種の妨害行為

(1) 医学部教授会を妨害した行為

昭和四四年五月三〇日午後三時五分からの臨時教授会において、開会直後、同人を含む学生ら多数の入場者が「教授会公聴の申し合せ」を無視して、会議場に入場したため、議長（岡医学部長事務取扱）は、教授会を休会し、入場者の退場を繰り返し要請したが、聞きいられないまま、翌日午前二時過ぎとなり、ついに教授会は流会のやむなきにいたつた。その後、同人は会場出口に座り込み教授らの退場を約一時間半阻止した。

さらに同年六月二六日午後三時一〇分からの定例教授会にお

いて傍聴者たち、同人を含む学生ら若干名は、「教授会公開の申し合せ」の白紙撤回および全面公開を議題として緊急採択せよと迫り、その怒声は、議長（福井忠孝教授）の制止にもかかわらず、議事の進行とともに喧騒の度を増し、会議の続行が不能となり、同六時過ぎ審議を打ち切り閉会のやむなきにいたつた。同人は、これらの教授会妨害の行為において、常に主要な役割を演じていた。

(2) 岡医学部長事務取扱に対する大衆団交強要、医学部教授会流会およびそれに続く医学部長室占拠に関する行為

昭和四四年一〇月九日午後二時五〇分ごろ、医学部長室に同人をはじめ学外者を含む学生ら二〇数人の者が事前連絡なく突然侵入し、岡医学部長事務取扱に医学部広報および封鎖排除に際する自己反省などについて、大衆団交に応ぜよと迫つた。岡医学部長事務取扱は、再三にわたり教授会に出席のため、医学部長室を出たいと主張したが聞きいれず、また、連絡のため入室しようとする教授を縛め出し、同人をはじめ数人の者は大衆団交の要求を繰り返した。このため同三時から開催予定の教授会は一時延期され、ついに流会のやむなきにいたつた。

一方岡医学部長事務取扱は、執ような大衆団交強要に屈することなく「大衆団交には応じられない。」旨を繰り返し応答するのみであつたが、同三時四〇分ごろ数人の教授が妨害を排して入室したところ、岡医学部長事務取扱が極度の疲労状態にあると見受けられた。そこで、ただちに油谷教授を招き診療を求めたところ岡医学部長事務取扱は、高血圧状態にあることが判明し、入院の必要ありと認められたので、同四時ごろ附属病院

3、その他の行為

ハンガーストライキと称する行為

前記二の(2)に関連して、岡医学部長事務取扱に對する大衆団交をあくまで強要しようとする同人は、女子学生一人とともに昭和四四年一〇月一〇日午後一時ごろから、医学部基礎医学本館東入口壁に「岡医学部長代行に團交を要求してハンガーストライキを続ける。」というアジ文書をはりつけ、その前の歩道上で袋袋にくるまつたまま横臥するなどの状態を続けた。多数の教官が同人に對し、同行為を中止するよう説得あるいは勧告したが働きいわす、同年一〇月一三日午後一時ごろまでこの状態を続けた。

なお、この行為は、同人に對し、すでに発せられていた学会への出張命令（昭和四四年一〇月九日から同年一〇月一三日まで、東北大學）に従わずに行動されたものである。

(3) 学長候補者推せん委員選挙妨害の行為

昭和四四年一月一日の医学部における学長候補者推せん委員選挙の投票に際して、投票開始の午前一〇時ごろ同人は、学生数人らとともに、投票場である医学部第二会議室の入口にスクリムを組み、投票者が投票しようとするのを執ように妨害した。

このため、投票することができなかつた者について、後日追加投票の指置をとらざるを得ない事態を招いた。

この行為により、同年一月四日に予定されていた学長選挙監理委員の選出もおくれ、学長選挙に関する一連の事務停滯を招く結果となつた。

(4) 入学式の実施を妨害しようとした行為

昭和四五年四月一一日の入学式当日、午前八時三〇分から同一時までの間、医学部および医学部構内におけるデモ行為、ヘルメット着用、マイク使用などに関し、学長の禁止命令が発

昭和四六年六月二八日

徳島大学評議会

M 教官処分粉碎ニュース第一号 一七七一・七・一
徳大評議会、教官を六ヶ月停職処分にする！

山本光代 殿

陳述の請求について（通知）

あなたが陳述の請求をされる場合は、下記事項を厳守し、別紙様式第一の陳述請求書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、昭和六年七月一四日までに徳島大学長あて親届で送付願います。

なお、参考人を要請される場合は、別紙様式第二の参考人要請書に必要事項を記入のうえ、陳述請求書に添付し、送付して下さい。

1、口頭陳述について

(1) 陳述は、非公開であつてあなた以外の者の出席は一切認めません。

(2) 陳述は、審査説明書にかかげる事実関係について不服を述べることが原則となつておりますのであらかじめご承知ください。

(3) 陳述の時間は、一時間以内とします。

2、書面陳述について

陳述の字数は、一〇、〇〇〇字（四〇〇字詰原稿用紙二五枚）以内とします。

3、陳述に必要な記録その他関係資料があれば陳述請求書に添付し、送付してください。

記

六月三〇日、午後三時医学部長四力教授は、栄養科学助手山本教官を召喚し、「四四年八月二十五日から四六年六月一六日までの別紙の如き行動と行為は、国家公務員としてふさわしくないものであつたので六月二八日臨時評議会において六ヶ月停職の懲戒処分に決定した」ことを伝え別紙の審査説明書を手渡そうとした。同席は井上（権）評議員、名取栄化教授、本部人事係長その他一一名であつた。山本教官はこれに対し、任命権者である学長からの書類の手交を要求し、また医学部長及び井上評議員に対し、如何なる根拠にもとづき処分が行なわれるのかを質問した。しかしそれに對して兩人から明確な回答は得られず、唯一一致して「行為が公務員としてふさわしくないと判断したからである」と言うのみであつた。六九M闘争において彼等自身が黒ヘルメットにコン棒を手にして行なつた暴力行為は大学教官にふさわしい行為であると言うのであらうか？因に山本教官が四四年七月、大黒教授に首をしめられた、あるいは四四年一一月学部長選阻止闘争において四方教授自身に、両腕を圧迫されて内出血した。これらの行為をどう思うのかと問うたのに對して、四方教授は「首をしめても国家公務員法違反にはならない。私が山本さんの手をにぎつても日公法違反にはならない（婦女暴行罪になるのか!!）などの暴言を吐いた。そして「私を処分するなら、そのように誰かが申し出ねばよい」とうそぶいた。

山本さんを守る会

く、むしろそれに責任的に参加し、その努力をつづけているものの口をとざすものである。要するに思想弾圧なのだ。

六月三〇日午後三時四五分、本部学長室において、北村学長から正式に別紙書類が手交され、全く同じ行為と行動がふさわしくないと判断したからと言う理由であつた。それに対し“いかなる判断に基づくのか”を聞いたために対して、北村学長は、質問の意味すら理解出来ない状況で、唯“別紙にもいろいろ書いてあるでしょ”などと無責任な発言を行つた。

これに對してこのような処分決定は不当であること、いかなる審議過程で決定されたかを質問したが、しかし彼らの回答の無責任さは、日公法に違反であると判断したからを繰り返すだけであり、また発議したのは誰かという問い合わせに対し、学長と学部長が互いに発議の責任を——実際は北村学長自身が医学部教授会に對して調査を依頼（四五年一〇月）、その結果報告が四六年二月に行われた——回避し合う発言をおこなつた。北村は“医学部から調査報告が提出され、医教授会が違法と判断したので評議会に私がはかつたのですよ”“あわは一〇月でしたかね”などとその無責任と不謹慎な態度ははなはだしい。四方。井上。名取教授はそれに對して一切黙否して学長の前では忠実な末端管理者であることを示した。従つて確認されることは、医学部教授会で違法と判断し、評議会が処分に相当すると決定したことである。北村学長の弾圧政治に對して医学部教授会が全面的に協力したことであり、六九年の学園闘争の中で問われた彼ら研究者・医師の果すべき責任とはまさにこうした形で結晶したのである。

総括的に要点を整理すると、

この処分は六九年に誕起された大学における教育学問題の問題、医療機関としての大学病院の諸問題を何ら解決していくものではな